

新宿区自治基本条例 検証結果報告書

平成27年 3月

新宿区自治基本条例検証会議



平成27年3月13日

新宿区長 様

新宿区自治基本条例検証結果について、次のとおり報告します。

新宿区自治基本条例検証会議

会 長	辻 山	幸 宣
副会長	内 海	麻 利
委 員	吉 川	信 一
委 員	古 澤	謙 次
委 員	斉 藤	博
委 員	安 田	明 雄
委 員	樋 口	蓉 子
委 員	國 谷	寛 司
委 員	只 野	純 市
委 員	衣 川	信 子
委 員	相 澤	いづみ
委 員	清 水	秀 一
委 員	伊 藤	陽 平
委 員	高 野	健
委 員	土 屋	慶 子

はじめに

新宿区に自治基本条例が制定されて4年が過ぎようとしています。自治基本条例とは、住民が設立している自治政府をどのように運営していくか、自治政府には、この地域に何を實現させるか、そして住民は新宿区のまちづくりにどのように関わっていくのかを明らかにしたものです。

このような基本事項を定めているため、これを「自治体の憲法」ともいいます。

新宿区自治基本条例には、次のようなことが規定されています。

- ① 区民が主役の自治を實現する。そのため、区民は情報を知る権利、区政に参加する権利、生涯にわたり学ぶ権利を有する。
- ② 議会は区の立法機関として、区長は区の代表として、職員は区民に最も身近な地方政府の一員として、区の自治の實現につとめなければならない。
- ③ 区の行政機関は、①の實現を図るため、多様な方法で区民の意見を把握するとともに、区政への区民の参加及び協働の機会を提供するものとする。
- ④ 住民投票制度を設ける。
- ⑤ 地域自治を推進する。
- ⑥ 子どもは、自らの意見を表明する権利を有し、健やかに育つ環境が保障される。

そしてこれらの基本事項が区の行政、議会活動及び区民生活のなかで、条例の規定と精神に沿って活かされているかどうかを一定期間ごとに区民の手で検証されるべきことが定められており、ここに、その検証結果を報告することとなりました。制定されたまま顧みられることのない状態で、自治基本条例が立ち腐れのようにになっているところが少なくないなか、定期検証を義務付けた意味は大きいと思います。

この検証結果をさらに行政運営、議会活動そして区民生活に活かしていくことで、新宿区自治基本条例に更なる魂が込められると確信します。

平成27年 3月吉日

新宿区自治基本条例検証会議 会長 辻山 幸宣

目次

本編

はじめに

第1章 新宿区自治基本条例の検証

1 検証の趣旨	1
2 検証に関する基本的な考え方	1
3 検証の進め方	1

第2章 新宿区自治基本条例検証会議の設置

1 新宿区自治基本条例検証会議設置の経緯	2
2 検証会議の所掌事務	2
3 検証会議の開催経過（実績）	3

第3章 新宿区自治基本条例の関連諸制度の検証内容と評価

1 検証項目一覧	6
2 各検証項目の評価結果及び意見	9
3 検証項目評価結果一覧	29

第4章 新宿区自治基本条例の検証の総括（まとめ）

1 条文に規定する関連諸制度の評価	30
2 前文及び条文全体について（意見・課題）	33

第5章 新宿区自治基本条例の検証結果及び必要な措置について

資料編

資料1	新宿区自治基本条例	37
資料2	新宿区自治基本条例検証会議設置要綱	43
資料3	新宿区自治基本条例検証会議 委員名簿	45
資料4	新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票	47
資料5	新宿区自治基本条例検証会議 会議開催概要	95

第1章 新宿区自治基本条例の検証

1 検証の趣旨

平成23年4月1日に施行された、新宿区自治基本条例（平成22年新宿区条例第43号。以下「自治基本条例」といいます。）は、新宿区の自治の基本理念を定めるとともに、自治の主役である区民の権利や責務、区議会・区長等の責務及び区政運営の原則など、新宿区の「自治の基本ルール」を定めたものです。

この条例の第25条には、区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度を区民・議会とともに検証し、必要な措置を講ずることを規定しています。

平成26年度は、自治基本条例施行から4年目に当たることから、区民と学識経験者からなる新宿区自治基本条例検証会議を設置し、条例に関連する諸制度等が条例の趣旨に則して運用されているかなどの検証を進めてまいりました。

2 検証に関する基本的な考え方

この条例は新宿区の最高規範であるとともに、社会経済状況や地域需要の変化に対応するため常に進化していかなければなりません。

一方で、平成25年度に区が実施した区民意識調査において「新宿区の自治」に関する調査の結果では、自治基本条例を「知っている」との回答が3.7%であり、条例の認知度が低いことが明らかとなっています。

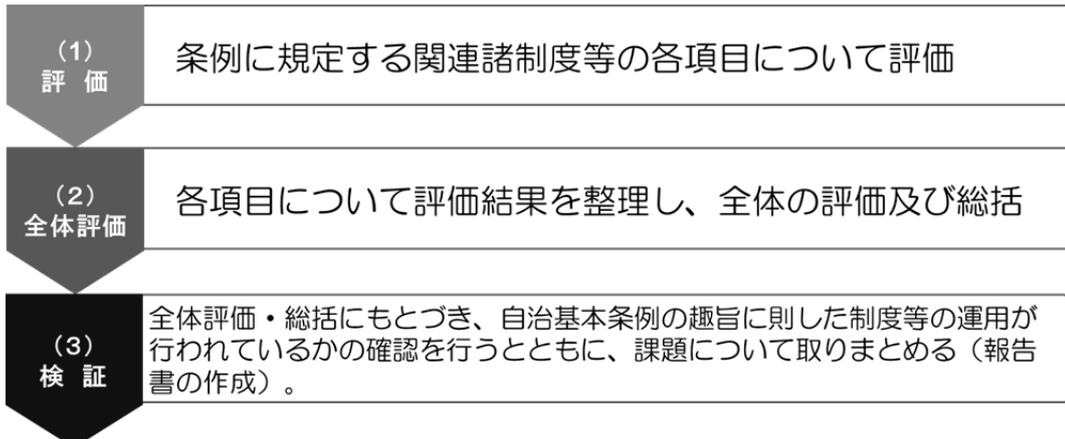
検証に当たっては、条例の前文や条文の規定そのものにスポットを当てる前に、区民生活に大きく関わってくる具体的な区政運営の制度・しくみ、行政サービスなど、条文に規定している関連諸制度が条例の趣旨に則して実施されているかの視点から評価を行い、条例の全体像やその内容を把握するとともに、その検証結果を踏まえて、条例全体について議論していくことにしました。

3 検証の進め方

上記の考え方を踏まえ、自治基本条例に規定する関連諸制度等の各項目について評価し、その結果を整理した上、全体評価・総括を行い、自治基本条例の趣旨に則した制度運用の適否、並びに、課題について取りまとめを行いました。

検証の流れは次のとおりです。

【検証の流れ】



第2章 新宿区自治基本条例検証会議の設置

1 新宿区自治基本条例検証会議設置の経緯

自治基本条例第25条には、この条例及び関連する諸制度を区民及び議会とともに検証することを規定しています。

このため、区は外部の検討組織として、新宿区自治基本条例検証会議（以下「検証会議」といいます。）を設置することとしました。検証会議には、専門的かつ客観的な視点を確保するため地方自治や地方行政などを専門とする学識経験者、また、条例に規定する関連諸制度が多岐にわたることから、安全・安心、環境、福祉、子育て支援など各分野の団体として、町会連合会、地区協議会、新宿NPOネットワーク協議会、民生委員・児童委員協議会、地区青少年育成委員会、区立小学校PTA連合会、区立中学校PTA協議会及び東京商工会議所新宿支部から推薦された者を委員としました。さらに、幅広い区民の意見を聞く必要があるとともに、区民の区政参加の機会を確保するため公募委員を構成員としました。

検証会議の委員構成は次のとおりです。

【検証会議の委員構成】※資料3「新宿区自治基本条例検証会議 委員名簿」参照

【新宿区自治基本条例検証会議（15名の委員で構成）】

- 学識経験者 2名
- 区 民 13名
 - 公募による区民 3名
 - 団体推薦による区民 10名
 - ・新宿区町会連合会(3人)
 - ・新宿NPOネットワーク協議会(1人)
 - ・地区青少年育成委員会(1人)
 - ・区立中学校PTA協議会(1人)
 - ・地区協議会(1人)
 - ・新宿区民生委員・児童委員協議会(1人)
 - ・区立小学校PTA連合会(1人)
 - ・東京商工会議所新宿支部(1人)

※委員の任期は、委嘱日（平成26年7月9日）から平成27年3月31日まで

2 検証会議の所掌事務

検証会議は、次に掲げる事項について検証を行い、その結果を区長に報告します。

- (1) 条例及び関連する諸制度に関すること。
- (2) その他検証会議が必要と認める事項

※資料2「新宿区自治基本条例検証会議設置要綱」参照

3 検証会議の開催経過（実績）

検証会議は7月から3月まで、毎月1～2回、計8回開催しました。なお、会議は公開で開催されました。また、検証会議のキックオフイベント並びに中間報告会として、しんじゅく自治フォーラム（新宿区主催）を2回開催しています。

開催経過は、次のとおりです。

【開催経過】

No.	会議名	議題等
1	第1回 検証会議	<p>【平成26年7月9日（水）16時開会】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新宿区自治基本条例検証会議 委員の委嘱 2 新宿区自治基本条例検証会議 会長及び副会長の選出 3 新宿区自治基本条例の検証について
2	第2回 検証会議	<p>【平成26年9月3日（水）14時開会】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検証の進め方について 2 検証 (検証内容) 自治基本条例第12条及び第14条～第16条 「区民意見の把握及び区政情報の提供等」 3 その他連絡事項
3	第3回 検証会議	<p>【平成26年10月15日（水）10時開会】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検証の進め方について 2 検証 (検証内容) 自治基本条例第13条及び第14条 「区政運営及び職員の責務・人材育成」 3 第4回検証会議 検証制度等の選定について
4	第4回 検証会議	<p>【平成26年10月29日（水）14時開会】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前回の質問事項の回答について 2 検証 (検証内容) 自治基本条例第14条及び第24条 「区民参加と協働及び多文化共生のまちづくり」 3 その他

No.	会議名	議題等
5	第5回 検証会議	<p>【平成26年11月18日（火）18時開会】</p> <p>1 検証 （検証内容） 自治基本条例第5条、第14条、第22条及び第23条 「他の自治体との連携協力、生涯にわたり学ぶ権利及び子どもの権利」</p> <p>2 その他</p>
6	第6回 検証会議	<p>【平成26年12月2日（火）18時開会】</p> <p>1 検証 （1）検証項目1～18の総括 （第2～5回検証会議での検証項目） （2）前文及び各条文について</p> <p>2 その他</p>
7	第7回 検証会議	<p>【平成27年2月9日（月）14時開会】</p> <p>1 検証結果報告書（素案）について</p> <p>2 その他</p>
8	第8回 検証会議	<p>【平成27年3月13日（金）15時開会】</p> <p>1 検証結果報告書（最終案）について</p> <p>2 その他</p>

【しんじゅく自治フォーラム（新宿区主催）開催実績】（参考）

No.	フォーラム名	内容等
1	しんじゅく 自治フォーラム 2014夏	<p>【平成26年7月26日（土）14時開会】</p> <p>会場：戸塚地域センター7階・多目的ホール 参加者：約50名</p> <p>I 講演 「自治基本条例と歩むまち」 講師：公益財団法人地方自治総合研究所 所長 新宿区自治基本条例検証会議 会長 辻山 幸宣氏</p> <p>II 会場とのトーク・セッション ・新宿区の魅力再発見！ ・「新宿力」で創造する、やすらぎとにぎわいのまち 文化・歴史、地域イベント、街並み 等の新宿区 の魅力を紹介と、区民が主役のまちづくりにつ いて ・新宿区自治基本条例について (進行：フリーアナウンサー 渡辺一宏氏)</p>
2	しんじゅく 自治フォーラム 2015冬	<p>【平成27年1月24日（土）14時開会】</p> <p>会場：戸塚地域センター7階・多目的ホール 参加者：約50名</p> <p>I 講演 「新宿区自治基本条例の4年」 講師：公益財団法人地方自治総合研究所 所長 新宿区自治基本条例検証会議 会長 辻山 幸宣氏</p> <p>II 会場とのトーク・セッション ・新宿区自治基本条例の検証 施行から4年目を迎えた自治基本条例条例への 理解をさらに深めるとともに、条例25条に規定 する、条例や関連諸制度の検証について紹介 ・新宿区自治基本条例検証会議の取組 条例や関連諸制度の検証のための検証会議の取 組について紹介 ・質疑応答 (進行：フリーアナウンサー 渡辺一宏氏)</p>

第3章 新宿区自治基本条例の関連諸制度の検証内容と評価

検証を進めるに当たっては、まず、条例に規定している区民生活に大きく関わる具体的な区政運営の制度・しくみ（行政サービス）を、18の「検証項目」に整理して、自治基本条例の趣旨に則した運用がされているかどうかの検証を進めました。検証項目は、次のとおりです。

1 検証項目一覧

検証No.	検証項目	条文	主な関連制度等	評価頁	検証会議
1	区民ニーズの的確な把握	第12条 区の行政機関の責務	①区政モニター制度	12	第2回 平成26年9月3日
			②区民意識調査		
			③パブリック・コメント制度		
			④区長へのはがき・投書による広聴		
2	区民意見の把握	第14条 区政運営の原則	①景況調査	18	
			②各施設利用者アンケート		
			③高齢者の保健と福祉に関する調査		
3	区民への説明責任	第12条 区の行政機関の責務	①広報しんじゅく、くらしのガイドの発行・配布	13	
			②ホームページ、しんじゅくノートの管理運営及びツイッター、フェイスブックを使った情報発信		
			③ケーブルテレビを活用した広報番組の制作		
4	情報公開制度	第15条 情報公開	新宿区情報公開条例	23	
5	個人情報保護制度	第16条 個人情報保護	新宿区個人情報保護条例	24	
6	組織の整備	第14条 区政運営の原則	①組織の整備（組織改正）	19	第3回 平成26年10月15日
			②新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例		
7	公益保護	第13条 職員の責務	新宿区公益保護のための通報に関する条例	16	

検証No.	検証項目	条文	主な関連制度等	評価頁	検証会議	
8	法令遵守	第13条 職員の責務	新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例	16	第3回 平成26年10月15日	
9	公正・公平な職務遂行	第13条 職員の責務	新宿区職員のサービスの宣誓に関する条例			
10	職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上	第13条 職員の責務	①職員向け講演会等の実施	17		
			②新宿区職員研修規程・特別区職員研修規則・地方公務員法第39条			
11	行政評価の実施と区政運営への適切な反映	第14条 区政運営の原則	行政評価制度	20		
12	財政の健全化	第14条 区政運営の原則	財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立	20		
13	区の財政状況の公表	第14条 区政運営の原則	①新宿区財政状況の公表に関する条例	21		
			②予算編成の情報公開			
14	多文化共生のまちづくりの推進	第24条国際社会との関係	多文化共生のまちづくり	28		第4回
15	区民の区政への参加・協働の機会の提供	第14条 区政運営の原則	①区民会議、区民討議会	22		平成26年10月29日
			②NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進			
			③区民参加によるまちづくりの推進（各種審議会への区民参加）			
			④協働によるまちづくりの推進（地域住民との協働による地区計画等のまちづくりルール策定）			

第3章 新宿区自治基本条例の関連諸制度の検証内容と評価

検証No.	検証項目	条文	主な関連制度等	評価頁	検証会議
16	国、他の自治体及び関係機関との連携協力	第23条 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力	伊那市等との交流・連携	27	第5回 平成26年11月18日
17	区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利	第5条 区民の権利	生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化	10	
18	子どもの自らの意見を表明する権利・健やかに育つ環境の保障	第22条 子どもの権利等 第14条 区政運営の原則	①新宿区次世代育成支援計画 ②新宿区教育ビジョン ③地域が参画する学校運営のしくみづくり	25	

2 各検証項目の評価結果及び意見

この項では、検証会議で検証した条項について、条文順に以下の内容を記載しました。

- ・ 条文及び条文の解説
- ・ 検証項目
 - (1) 主な関連制度等
 - (2) 評価の視点
 - (3) 評価
 - (4) 評価理由・意見

※ 評価の視点が複数ある検証項目では、評価の視点ごとに評価と評価理由・意見を記載しています。

【評価結果及び意見 目次】

第5条 区民の権利.....	10
■ 検証項目：区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利（検証No.17）	10
第12条 区の行政機関の責務.....	12
■ 検証項目：区民ニーズの的確な把握（検証No.1）	12
■ 検証項目：区民への説明責任（検証No.3）	13
第13条 職員の責務.....	16
■ 検証項目：公益保護、法令遵守、公正・公平な職務遂行（検証No.7、8、9）	16
■ 検証項目：職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上（検証No.10）	17
第14条 区政運営の原則.....	18
■ 検証項目：区民意見の把握（検証No.2）	18
■ 検証項目：組織の整備（検証No.6）	19
■ 検証項目：行政評価の実施と区政運営への適切な反映（検証No.11）	20
■ 検証項目：財政の健全化（検証No.12）	20
■ 検証項目：区の財政状況の公表（検証No.13）	21
■ 検証項目：区民の区政への参加・協働の機会の提供（検証No.15）	22
第15条 情報公開.....	23
■ 検証項目：情報公開制度（検証No.4）	23
第16条 個人情報保護.....	24
■ 検証項目：個人情報保護制度（検証No.5）	24
第22条 子どもの権利等.....	25
■ 検証項目：子どもの自らの意見を表明する権利・健やかに育つ環境の保障（検証No.18）	25
第23条 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力.....	27
■ 検証項目：国、他の自治体及び関係機関との連携協力（検証No.16）	27
第24条 国際社会との関係.....	28
■ 検証項目：多文化共生のまちづくりの推進（検証No.14）	28

第5条 区民の権利

(区民の権利)

第5条 区民は、区政に関する情報を知る権利を有する。

- 2 区民は、公共サービスを受ける権利を有する。
- 3 区民は、区政に参加する権利を有する。
- 4 区民は、区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。

【解説】第1項は、単に区政に関する情報を受けとるだけでなく、自ら区政に関する情報の提供を求めたり、内容の理解を深めたりすることができる権利を規定しています。第2項は、地方自治法第10条第2項で保障されている権利を含め、公共サービスを受ける権利を包括的に規定しています。第3項は、政策などの立案、事業の実施、その評価などの様々な過程において意見を述べたり、事業の担い手、受け手として参加するなど、多様な方法による区民の参加を保障するものです。第4項は、地域自治を推進していくうえで、生涯にわたって学習することが必要であるとの考えから、区民の権利として盛り込みました。

■検証項目：区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利（検証No.17）

(1) 主な関連制度等

- 生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化
 - ・生涯学習館の運営
 - ・各種 生涯学習講座
 - ・生涯学習・地域人材交流ネットワーク

(2) 評価の視点

生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化が行われているか

(3) 評価（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A よく行われている	0
B 行われている	7
C ある程度行われている	1
D あまり行われていない	2
E 行われているとはいえない	1

(4) 評価理由・意見

- ・地域自治の担い手になるには学ぶことが欠かせない。こうした学ぶことが権利として認められていることを大切にしていきたい。
- ・地域の課題をつかみ、掘り下げ、解決に結びつけていくには、情報を理解し、共有することが不可欠。そのための機会の提供の場を新宿区は多く設定していることが伺える。
- ・いわゆる生涯学習の機会はかなり整備され、多くの区民に提供されている。しかし、自治基本条例の第5条に規定されている「学ぶ権利」とは、「自治の担い手としての区民の権利」という意味が込められている。
- ・「ふれあいトーク宅配便」は他自治体にはない施策であり、もっと活用するべきである。
- ・活動の周知が若年層には伝わっていない。PRの工夫が必要である。
- ・第5条の学ぶ権利は、生涯学習としての捉え方もあるが、一方で、自治の担い手として

の学習の機会という点にも目を向けなければならない。解説にもあるように「理解する」「情報を共有する」「政策を提言する」の前提としての意味合いを忘れてはならず、出された情報や政策を説明してもらっただけでなく、理解するための学習をする機会を保障してもらっただけでなく、権利でもある。

- 「学ぶ権利」については論点をもう一度整理する必要がある。

第12条 区の行政機関の責務

(区の行政機関の責務)

第12条 区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断及び責任の下で職務を執行するものとする。

2 区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たすものとする。

【解説】 本条では、区の行政機関の責務として2つの責務を規定しました。

第1項は、区の行政機関は区民に最も身近な行政機関として、このことを認識した上で、区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもと職務を執行するということを規定しています。第2項は、区民が区政の動きを的確に把握し判断していくために、各種の情報は「分かりやすく」提供するということを規定しています。

■検証項目：区民ニーズの的確な把握（検証No.1）

(1) 主な関連制度等

- 区政モニター制度
 - ・区政モニター会議
 - ・アンケート区政モニター
- 区民意識調査
 - ・区民意識調査（調査対象の拡大、調査結果の周知、IT活用方法の提供）
- パブリック・コメント制度
 - ・施策等の案の事前公表と意見募集の周知
 - ・意見募集期間
 - ・意見等の公表
- 区長へのはがき・投書による広聴
 - ・区民意見システムによる投書管理
 - ・システムの再構築による機能拡充等

(2) 評価の視点

区民ニーズの的確な把握に努めているか

(3) 評価（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A よく努めている	1
B 努めている	6
C ある程度努めている	2
D あまり努められていない	1
E 努めているとはいえない	1

(4) 評価理由・意見

- ・様々な調査により、区民ニーズの把握に努めていると思うが、把握した区民ニーズをどれだけ施策に反映しているかということが重要である。
- ・ニーズの把握から改善へどのようにつなげていくか結果や過程が見えるよう、工夫がほしい。
- ・対象が限定されている区政モニター制度については、区政運営への反映についても説明するとモニターの達成感につながる。
- ・最も身近な行政機関として、条例でいう広い意味の区民ニーズや意見を把握し、より暮らしやすい新宿区を作るためにもっと窓口を大きく開いて、より多くの区民の意見を聞く場が必要なのではないか。
- ・外国人の意見、要望の集約を十分に行ってほしい。
- ・区長トークは地域の課題をテーマとして決めて行っており、引き続き実施してほしい。

■ 検証項目：区民への説明責任（検証No.3）

(1) 主な関連制度等

- 広報しんじゅく、くらしのガイドの発行・配布
 - ・ 広報しんじゅく 個別配達での配布拡大
 - ・ 広報しんじゅく 視覚障害者への配布
 - ・ くらしのガイドの特集掲載
- ホームページ、しんじゅくノートの管理運営及びツイッター、フェイスブックを使った情報発信
 - ・ ホームページ 必要な情報が探しやすく使いやすいサイトに向けた取組
 - ・ しんじゅくノート 利用拡大の取組
 - ・ ツイッター、フェイスブック 区公式フェイスブックの開設
- ケーブルテレビを活用した広報番組の制作
 - ・ ロケ収録への切り替え・区民参加の番組作り
 - ・ 視聴者数の拡大
 - ・ 放送枠の拡大

(2) 評価の視点

多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たしているか（区政情報の取得しやすさ）

【視点①】 区政情報の取得しやすさ

【評 価】（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A 区政情報はとても取得しやすい	0
B 取得しやすい	5
C ある程度取得しやすい	5
D 取得しやすいとは言えない	1
E 取得しにくい	0

【評価理由・意見】

- ・様々な媒体を駆使しており、取得しやすい状況にある。
- ・IT化が進む今も「広報しんじゅく」が一番手に入れやすい媒体だが、情報量が多いとは言えない。
- ・区政情報の周知という点ではまだまだ問題がある。
- ・高齢者・障害者には民生委員・見守り協力員に協力してもらおうとよい。
- ・重要な情報はくり返し継続的に情報提供すべき。

【視点②】 紙面・画面等のわかりやすさ

【評 価】（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A 紙面・画面等はとてもわかりやすい	0
B わかりやすい	5
C ある程度わかりやすい	5
D わかりやすいとは言えない	1
E わかりにくい	0

【評価理由・意見】

- ・「広報しんじゅく」は、身近な情報を知るためのものなので、さらにわかりやすくすることが必要ではないか。紙面の工夫が必要。

【視点③】 多様な方法による、わかりやすい区政運営の情報提供

【評 価】（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A 良くできている	1
B できている	6
C ある程度できている	2
D あまりできていない	1
E できていない	1

【評価理由・意見】

- ・多様な媒体を駆使して、また区民参加の番組づくりなど工夫もして、情報提供に努めているが、さらなる工夫が必要である。
- ・次の世代では、インターネットなどにより双方向のやり取りをすることが求められる。

【視点④】説明責任は果たされているか

【評価】（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A 説明責任は良く果たされている	1
B 果たされている	4
C ある程度は果たされている	4
D あまり果たされていない	2
E 果たされていない	0

【評価理由・意見】

- ・情報をもたらす問題や課題についても、提供することが必要である。
- ・今後とも発信や政策等により説明責任を果たしているかを自覚し、その努力をすることが必要である。

第13条 職員の責務

(職員の責務)

- 第13条** 職員は、区を愛し、区民の視点に立って、区の自治の実現に努めるものとする。
- 2 職員は、区民に最も身近な地方政府の一員であることを自覚するとともに、別に定める公益保護及び職員の行動規準等に関する規程その他法令等を遵守し、公正かつ公平に職務を遂行するものとする。
- 3 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に努めるものとする。

【解説】 第1項は、職員は、新宿区を愛するという気持ちを土台に、区民の目線で、区民の視点に立って、自治の実現に努めるということを規定しています。第2項は、職員は、最も身近な地方政府の一員であるという自覚を、改めて促すとともに、法令の遵守と公平公正に職務を執行することを常に意識しなければならないことを規定しています。第3項は、職員は、その職務遂行に当たって、知識の取得や技能の向上に努め、職員自身の能力を開発していくことを規定しています。

■検証項目：公益保護、法令遵守、公正・公平な職務遂行（検証No.7、8、9）

(1) 主な関連制度等

- 新宿区公益保護のための通報に関する条例
 - ・公益通報制度の普及啓発、理解促進
 - ・通報受付の態勢
- 新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例
 - ・行動規準の普及啓発
- 新宿区職員のサービスの宣誓に関する条例
 - ・宣誓書への署名と入区式でのサービスの宣誓
 - ・サービスに関する研修の実施

(2) 評価の視点

職員は、区を愛し、区民の視点に立って区の自治の実現に努めているか

(3) 評価（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A 良く推進している	3
B 推進している	4
C ある程度推進している	2
D あまり推進していない	1
E 推進しているとはいえない	0

(4) 評価理由・意見

- ・職員は責務やサービスを自覚して働いている。さらなる公正・公平な職務遂行を期待する。
- ・従来から実施されていたことを自治基本条例の中に職員の責務として改めて位置づけ、それによりサービスの宣誓や人材育成基本方針に盛り込むなど、自治基本条例が具体的な形となって示されている。

■ 検証項目：職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上（検証No.10）

(1) 主な関連制度等

○職員向け講演会等の実施

- ・職員向け講演会の実施
- ・SHIPSサロン（職員自主勉強会）の実施

○新宿区職員研修規程・特別区職員研修規則・地方公務員法第39条

- ・研修等実施状況
- ・職員の対応における区民ニーズの把握の視点
- ・行政評価による事業改善

(2) 評価の視点

職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に取り組んでいるか

(3) 評価（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A 良く実施している	1
B 実施している	6
C ある程度実施している	2
D あまり実施していない	1
E 実施しているとはいえない	0

(4) 評価理由・意見

- ・区民の立場で考え、区民と協働し、職場や仕事を改善する職員の育成を行うためには、地域に出て区民と接する中から気づきを得て、仕事に生かすことが必要である。
- ・研修量は十分と思われるが、内容の工夫をしてほしい。また、職務に活かしてほしい。
- ・成果のために投資をするという意識が低いと感じた。目的の明確化、結果の可視化、PDCAを重視すべきである。

第14条 区政運営の原則

(区政運営の原則)

第14条 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めるとともに、公正で公平な視点に立って、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるものとする。

2 区長は、公共サービスの提供に当たっては、区の基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を定めるものとする。

3 区長は、適切な方法で区の財政状況を公表するものとする。

4 区の行政機関は、組織相互間の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備するものとする。

5 区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供するものとする。

6 区の行政機関は、行政評価を実施するとともに、その結果について公表し、区政運営に適切に反映するものとする。

【解説】 第1項から第3項は、機関としての区長の、公共サービスの提供及び財政状況の公表に関することについて規定しています。第1項は、持続可能で健全な財政基盤を確保し、公正・公平な視点に立ち効果的、効率的に行うこと、第2項は、基本構想に基づき、その実現のため総合的な計画を定めること、第3項は、財政状況に関する説明責任を果たすため適切な方法で区の財政状況を公表することを規定しています。

第4項から第6項は、区の行政機関の、区政運営に関することについて規定しました。第4項は、区民ニーズ（行政需要、行政課題など）に対応し、区の行政機関の役割と責務を実現するため、組織の整備、編成について、相互の連携を図り、一体的、総合的な機能を発揮するよう整備すること、第5項は、第5条第3項の「区政に参加する権利」を受けて、区民の区政に参加する機会と、区民と区の行政機関が、共通の目的を実現するためお互いを理解し、認め合い、それぞれの役割と責任において連携し、協力し合う機会（協働の機会）を提供すること、第6項は、行政評価を実施し、その結果を公表することと、その行政評価の結果を区政へ適切に反映することを規定しています。

■検証項目：区民意見の把握（検証No.2）

(1) 主な関連制度等

アンケート調査等

- 景況調査
- 各施設利用者アンケート
- 高齢者の保健と福祉に関する調査

(2) 評価の視点

多様な方法により区民意見は把握されているか

(3) 評価（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A 良く把握されている	0
B 把握されている	7
C ある程度把握されている	4
D あまり把握されていない	0
E 把握されていない	0

(4) 評価理由・意見

- ・区民意見の把握という点では、行われている。
- ・多様な区民の意見やニーズに対応するには、優先順位を明確にすることが重要であり、その場合、区民意識調査の活用や区民会議の開催なども一つの方法として考えられる。

■検証項目：組織の整備（検証No.6）

(1) 主な関連制度等

- 組織の整備（組織改正）
 - ・組織改正
- 新宿区人行政の運営等の状況の公表に関する条例
 - ・人事行政の運営状況の公表
 - ・人事行政における透明性
 - ・人事行政の運営状況の公表の効果性及び効率性

(2) 評価の視点

組織相互の連携を図り、一体として行政機能を発揮するように組織が整備されているか

(3) 評価（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A 組織が良く整備されている	0
B 整備されている	5
C ある程度整備されている	4
D あまり整備されていない	1
E 整備されているとはいえない	0

(4) 評価理由・意見

- ・区の施策を推進していくに当たっては、関連する組織相互間で連携を図り、より良い行政サービスの向上を期待する。
- ・組織改正に自治基本条例の趣旨が活かされていないように感じる。
- ・行政需要の変化とともに、組織の整備は常に求められる。相互の連携を図り、一体として行政機能を発揮できるようにすることは、行政組織にとっては永遠の課題であり、これに応じて専管的な組織をつくって対応するなどの工夫が必要である。

■検証項目：行政評価の実施と区政運営への適切な反映（検証No.11）

(1) 主な関連制度等

- 行政評価制度
 - ・内部評価
 - ・外部評価
 - ・区の総合判断

(2) 評価の視点

行政評価を実施し、その結果を公表して区政運営に適切に反映しているか

(3) 評価（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A 良く進んでいる	3
B 進んでいる	3
C ある程度進んでいる	2
D あまり進んでいない	1
E 進んでいるとはいえない	1

(4) 評価理由・意見

- ・内部評価及び外部評価の結果を受けて、施策の見直しを行い、予算措置に反映させることがよく理解できた。
- ・各段階で丁寧に評価を実施し、その結果を区政運営に反映させている。また、外部評価には公募と団体代表による区民の参画の機会を確保しているが、多くの区民の意見を聞くなど、区民が主役の評価も必要と考える。

■検証項目：財政の健全化（検証No.12）

(1) 主な関連制度等

- 財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立
 - ・事務事業の見直しと財政基盤の強化に向けた取組（平成26年度予算編成）
 - ・財源対策（平成26年度予算編成）

(2) 評価の視点

財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めているか

(3) 評価（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A 良く努めている	2
B 努めている	4
C ある程度努めている	4
D あまり努めていない	0
E 努めているとはいえない	0

(4) 評価理由・意見

- ・財政が安定しているのは良い。今後、将来世代に負担のないように取り組んでほしい。
- ・予算（案）の概要において、行政評価の反映、事務事業の見直しという側面から予算案が説明されており、行政評価や事務事業の見直しと予算編成の関係がわかりやすく、財政健全化につながるものと理解する。
- ・取組は多面的で評価できる。現在の財政は健全なのか、条例制定前と比較した検討や翌年度以降の課題などを明確にするとよい。

■ 検証項目：区の財政状況の公表（検証No.13）

(1) 主な関連制度等

- 新宿区財政状況の公表に関する条例
 - ・財政事情の公表
 - ・財政白書の作成
 - ・財務書類作成システムの運用
- 予算編成の情報公開
 - ・予算編成過程の情報公開
 - ・予算概要の作成

(2) 評価の視点

適切な方法で区の財政状況が公表されているか

(3) 評価（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A 良くできている	3
B できている	3
C ある程度できている	2
D あまりできていない	1
E できているとはいえない	1

(4) 評価理由・意見

- ・予算編成過程の情報公開で、予算見積を公表しているのは積極的な情報公開と理解する。
- ・「予算（案）の概要」では、行政評価や事務事業の見直しという視点からの予算編成の項を設けている。また、主要施策事業についても事業ごとにわかりやすい詳細な説明がされており、予算編成の情報公開として評価できる。
- ・資料が難しく公表している内容を理解するまで大変である。自治基本条例の趣旨を活かして、「情報をわかりやすく」という点でも、さらに工夫してほしい。

■検証項目：区民の区政への参加・協働の機会の提供（検証No.15）

（1）主な関連制度等

区政参加、協働等

○区民会議、区民討議会

- ・新宿区民会議
- ・区民討議会（新宿区自治基本条例、新宿区第二次実行計画）

○NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進

- ・協働事業提案制度
- ・協働支援会議
- ・新宿NPO協働推進センター

○区民参加によるまちづくりの推進

- ・都市計画審議会の運営
- ・景観まちづくり審議会の運営
- ・住宅まちづくり審議会の運営

○協働によるまちづくりの推進

- ・駐車場整備事業の推進
- ・地区計画等のまちづくりルールの策定
- ・地元部会とのまちづくり協議
- ・安全安心・建築なんでも相談会

（2）評価の視点

区民の区政への参加及び協働の機会が提供されているか

（3）評価（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A 区民参加・協働の機会が良く提供されている	3
B 提供されている	5
C ある程度提供されている	2
D あまり提供されていない	1
E 提供されているとはいえない	0

（4）評価理由・意見

- ・区民会議、区民討議会、各種審議会への区民参加の努力を果たしており、対応は評価できるが、会議内容や情報提供の工夫が必要である。
- ・制度は充実しているが、サイレント・マジョリティが意見を発言できるような意識づけが必要である。
- ・審議会などは若年層をはじめ、もっと多くの世代が参加すべきである。区政への参加の機会の提供を具体的にわかりやすい方法で行わなければ、区民はなかなか一歩を踏み出せない。
- ・多様な主体との協働の推進には、行政との協働だけでなく、多様な主体同士の協働の推進が必要である。
- ・「区民」を幅広く捉え、区政への参加を促し、区民との協働や様々な主体間の協働の機会を提供していくことは、まさに自治の基本と言える。
- ・新宿はNPOの数も多く、NPOと地域団体が協働することでそれぞれの特性を活かした活動ができると考える。

第15条 情報公開

(情報公開)

第15条 区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、これを積極的に公開することにより、区民との共有を図るものとする。

【解説】 区民の区政への参加や地域自治を推進していくためには、「情報」の取扱いが極めて大切です。本条では、区の行政機関と議会に対して、区民の知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的に公開することにより、区民と情報共有することを規定しています。

■検証項目：情報公開制度（検証No.4）

(1) 主な関連制度等

- 新宿区情報公開条例
 - ・情報公開制度における透明性及び区民ニーズ把握の視点
 - ・公文書公開請求等の状況

(2) 評価の視点

区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、積極的にこれを公開することにより、区民との共有は図られているか

(3) 評価（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A 情報公開はとても進んでいる	1
B 進んでいる	7
C ある程度進んでいる	2
D 進んでいるとは言えない	1
E 進んでいない	0

(4) 評価理由・意見

- ・公文書公開請求権者の範囲を「何人」へ拡大したのは評価できる。
- ・公開に関しては、各課ごとに対応がまちまちのように見受けられる。

第16条 個人情報保護

(個人情報保護)

第16条 区の行政機関及び議会は、その保有する個人に関する情報を保護し、これを適切に管理するものとする。

【解説】 情報の提供や公開を積極的に行う中で、区の行政機関と議会は、個人情報の収集、保管、利用にあたり、個人情報を保護しなくてはなりません。また、個人情報保護とその利用は対立すべきものではなく、調和すべきものです。本条では、区の行政機関及び議会に対して、その保有する個人情報の保護と、適切に管理することを規定しています。なお、個人情報の保護に関し、より詳細な規定は「新宿区個人情報保護条例」等で定められています。

■検証項目：個人情報保護制度（検証No.5）

(1) 主な関連制度等

○新宿区個人情報保護条例

- ・個人情報保護制度における区民ニーズ把握の視点
- ・自己情報開示請求の状況

(2) 評価の視点

区が保有する個人情報に関する情報を保護し、適切に管理されているか

(3) 評価（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A 個人情報は適切に良く保護・管理されている	0
B 適切に保護・管理されている	9
C ある程度適切に保護・管理されている	2
D 適切に保護・管理されているとは言えない	0
E 適切に保護・管理されていない	0

(4) 評価理由・意見

- ・個人情報は保護と管理を誤ると個人のプライバシーや人格を傷つけることになる。これからも更に慎重な運営を要望する。
- ・様々な場所で、個人情報の漏えいが後を絶たない。区でもより適切に管理されるよう希望する。

第22条 子どもの権利等

(子どもの権利等)

第22条 子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。

【解説】 本条では、子どもは、社会の一員として自らに係る区政の問題について、それぞれの年齢に応じた形で意見を表明する権利を有し、健やかに育つ（心身の成長、教育等）ための環境が保障されていることを規定しています。

■検証項目：子どもの自らの意見を表明する権利・健やかに育つ環境の保障（検証No. 18）

(1) 主な関連制度等

- 新宿区次世代育成支援計画
 - ・新宿区次世代育成支援計画の策定及び施策の実施
 - ・次世代育成支援推進本部会議での庁内連携と待機児童解消緊急対策の実施
 - ・子ども家庭・若者サポートネットワーク、子ども・若者総合相談窓口
 - ・小・中学生フォーラム
- 新宿区教育ビジョン
 - ・人権教育の推進
 - ・児童会・生徒会活動の充実
 - ・学校評価の充実
 - ・児童・生徒の不登校対策等
 - ・いじめ防止等の取組
- 地域が参画する学校運営のしくみづくり
 - ・地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進
 - ・学校評価の充実

(2) 評価の視点

子どもが社会の一員として自らの意見を表明する権利や健やかに育つ環境が保障される取組が行われているか

(3) 評価（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A よく行われている	1
B 行われている	4
C ある程度行われている	3
D あまり行われていない	2
E 行われているとはいえない	1

(4) 評価理由・意見

- ・自治基本条例に「子どもの権利」が条文となって組み込まれているのは、高く評価したい。特に、区長が出向いて子どもたちと意見交換をする「小・中学生フォーラム」や意見を表明する権利としての生徒会役員交流会、学校運営の改善に参加する機会となる学校評価のアンケートの実施などに取り組んでいることは評価できる。
- ・新宿区の憲法である自治基本条例を基に、区政を学ぶことからはじめていかなければと

思う。その上で、社会の一員としての自覚を持ち、意見を表明するというのが望ましい。また、その意見を聞くことも大切である。

- ・ 条例に子どもの意見表明の権利が定められている全国でも数少ない新宿区の自治基本条例であるからこそ、その特色を活かした、子どもの意見表明の場を創るべきである。

第23条 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力

(国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力)

第23条 区は、広域的な課題又は共通の課題の解決に当たっては、国、東京都その他の自治体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする。

【解説】 本条では、区は、医療や福祉、環境などの様々な分野で広域的又は共通の課題を解決するために、国、東京都、他の自治体や病院、大学、NPO法人などの様々な関係機関と対等な立場で連携を図り、課題解決に向けて相互に協力して取り組むということを規定しています。

■検証項目：国、他の自治体及び関係機関との連携協力（検証No. 16）

(1) 主な関連制度等

- 伊那市等との交流・連携
 - ・区（市）民交流
 - ・地球環境保全のための取組
 - ・職員派遣交流
 - ・災害時に関する協定

(2) 評価の視点

広域的な課題又は共通の課題の解決にあたり、連携又は相互協力して取り組まれているか

(3) 評価（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A よく取り組まれている	1
B 取り組まれている	4
C ある程度取り組まれている	3
D あまり取り組まれていない	2
E 取り組まれているとはいえない	1

(4) 評価理由・意見

- ・伊那市等との交流は評価するが、国・東京都・その他の自治体・病院等との連携が各分野で重要であり、より積極的に進めるべきである。
- ・かつての姉妹都市交流の時代は過ぎ去り、地域の課題を解決するための交流・連携の時代である。その意味では伊那市とのカーボン・オフセットなどの取組は興味深い。

第24条 国際社会との関係

(国際社会との関係)

第24条 区は、国際都市として自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めるものとする。

【解説】新宿区は、国内外の様々な人が住み、働き、学ぶまちであり、また、観光などでも多くの人が訪れるまちです。本条では、こうした国際都市としての自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めることを規定しています。

■検証項目：多文化共生のまちづくりの推進（検証No.14）

(1) 主な関連制度等

- 多文化共生のまちづくり
 - ・日本語学習の支援
 - ・外国人相談窓口の運営
 - ・外国人への情報提供
 - ・新宿区多文化共生まちづくり会議の運営

(2) 評価の視点

国際都市としての自覚を持って、国際社会との相互理解及び調和に努めているか

(3) 評価（下表「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。）

評価内容	評価
A 多文化共生のまちづくりは良く進んでいる	1
B 進んでいる	5
C ある程度進んでいる	4
D あまり進んでいない	1
E 進んでいるとはいえない	0

(4) 評価理由・意見

- ・外国人居住者が多い地域住民の中には、日常生活の中で外国人に対して理解できないところもあり、外国人に対する施策とともに、地域住民を巻き込んだ共生のまちづくり施策を展開・推進することが必要である。
- ・「多文化共生」という言葉だけで済ませていいのか。外国籍の人が数多く住み、働き、学び、また海外企業も数多く存在し、観光客も多く訪れる日本でも特色ある新宿であるからこそ、行政だけでなく、区民・議会も国際都市という自覚をもっと持っていかなければならない。
- ・現代のようなグローバルな時代の中で、多文化共生施策を推進することは当然のことと思う。新宿区が1割を超える外国人住民を有する自治体であることは、都内だけでなく全国的にも、多文化共生まちづくりの施策を推進する自治体のモデルとなるべきである。

3 検証項目評価結果一覧

検証 番号	検証項目	条文	評価視点		評 価 [※]					
					A	B	C	D	E	
1	区民ニーズの的確な把握	第12条	区民ニーズの的確な把握につとめているか。		1	6	2	1	1	
2	区民意見の把握	第14条	多様な方法により区民意見は把握されているか。		0	7	4	0	0	
3	区民への説明責任	第12条	多様な方法により区政運営に関する情報をわかりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たしているか(区政情報の取得しやすさ)。	①	区政情報の取得しやすさ	0	5	5	1	0
				②	紙面・画面等のわかりやすさ	0	5	5	1	0
				③	多様な方法による、わかりやすい区政運営の情報提供	1	6	2	1	1
				④	説明責任は果たされているか	1	4	4	2	0
4	情報公開制度	第15条	区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、積極的にこれを公開することにより、区民との共有は図られているか。		1	7	2	1	0	
5	個人情報保護制度	第16条	区が保有する個人情報に関する情報を保護し、適切に管理されているか。		0	9	2	0	0	
6	組織の整備	第14条	組織相互の連携を図り、一体として行政機能を発揮するように組織が整備されているか。		0	5	4	1	0	
7	公益保護	第13条	職員は、区を愛し、区民の視点に立って区の自治の実現に努めているか。		3	4	2	1	0	
8	法令遵守									
9	公正・公平な職務遂行									
10	職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上	第13条	職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に取り組んでいるか。		1	6	2	1	0	
11	行政評価の実施と区政運営への適切な反映	第14条	行政評価を実施し、その結果を公表して区政運営に適切に反映しているか。		3	3	2	1	1	
12	財政の健全化	第14条	財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めているか。		2	4	4	0	0	
13	区の財政状況の公表	第14条	適切な方法で区の財政状況が公表されているか。		3	3	2	1	1	
14	多文化共生のまちづくりの推進	第24条	国際都市としての自覚を持って、国際社会との相互理解及び調和に努めているか。		1	5	4	1	0	
15	区民の区政への参加・協働の機会の提供	第14条	区民の区政への参加及び協働の機会が提供されているか。		3	5	2	1	0	
16	国、他の自治体及び関係機関との連携協力	第23条	広域的な課題又は共通の課題の解決にあたり、連携又は相互協力して取り組まれているか。		1	4	3	2	1	
17	区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利	第5条	生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化が行われているか。		0	7	1	2	1	
18	子どもの自らの意見を表明する権利・健やかに育つ環境の保障	第22条	子どもが社会の一員として自らの意見を表明する権利や健やかに育つ環境が保障される取組が行われているか。		1	4	3	2	1	
評価	A よくできてきている	B できている	合 計		22	99	55	20	7	
	C ある程度できている	D あまりできていない			評 価 平 均 (1 項 目 当 り)	1.2	5.2	2.9	1.1	0.4
	E できていない									

※ 「評価」欄の数字は、「A」から「E」の評価をした、委員の数です。

第4章 新宿区自治基本条例の検証の総括（まとめ）

本検証会議では、今回の検証を行うにあたり、平成23年4月の自治基本条例施行後、第25条に基づく初めての検証ということもあり、条例の点検を行い、条例を運用していく上での課題を見つけ出し、次の4年間へとつなげていくこととしました。

一方、平成25年度の区民意識調査の結果、自治基本条例に関する区民の認知度が極めて低く、条例の周知の必要性が明らかとなりました。¹

このため、検証の進め方として、はじめに、条例に規定する区の関連諸制度の評価及び検討を通じて条例の趣旨や内容をはじめ、条例の全体像を把握・理解し、次に、条例全体に対しての議論を行いました。評価に当たっては、関連諸制度が条例の趣旨に則して運用されているかという視点からのアプローチを行っています。

これらの結果を受け、自治基本条例が意図する内容に関して、関連する諸制度がどのように運用されているかを評価・検討するとともに、前文や条文全体に対する課題を提起しました。

本報告書では、検証結果を「1. 条文に規定する関連諸制度の評価」及び「2. 前文及び条文全体について（意見・課題）」としてまとめました。

「1. 条文に規定する関連諸制度の評価」では、「(1) 全体評価」と「(2) 条文に規定する関連諸制度の評価」とに整理し、「(2) 条文に規定する関連諸制度の評価」では、本検証会議として関連諸制度が条例の趣旨に則して運用されているかという視点からの評価及び、執行機関である区として取り組むべき課題についての指摘を記載しています。

次に、「2. 前文及び条文全体について（意見・課題）」では、今後の検討課題として、「(1) 前文及び各条項に記載されている語句についての課題提起」、「(2) 条項についての課題提起」及び「(3) その他の事項」として整理しています。

1 条文に規定する関連諸制度の評価

(1) 全体評価

今回の検証から、検証対象とした関連する諸制度が、自治基本条例の施行を契機として新たに創設されたものであるのか、自治基本条例の趣旨に則して、さらに充実・発展しているものであるのかについての整理が必要ですが、全体としては、様々な施策が自治基本条例の規定又は、精神に大きく違背しておらず、概ね自治基本条例の趣旨に則した施策の運営や取組が行われていると評価します。

¹ 平成25年度新宿区区民意識調査（平成26年2月 新宿区）P108 新宿区自治基本条例の認知度「内容を知っている」が3.7%

（2）条文に規定する関連諸制度の評価

各条文に関連する諸制度の運用について検討・評価した結果は以下のとおりです。

「第5条 区民の権利」について

当条項では、区民の権利として規定する、「公共サービスを受ける権利」及び「区政に参加する権利」について、それぞれ区の施策として規定する条文で評価することとし、ここでは、「区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利」に関する評価を行いました。

その結果、区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利については、概ね生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化が行われていると評価します。

ただし、「自治の担い手」として、「理解する」、「情報を共有する」及び「政策を提言する」ことの前提としての「生涯にわたり学ぶ権利」という観点から論点を整理していく必要があります。

「第12条 区の行政機関の責務」について

当条項に規定する区民に最も身近な行政機関として自らの判断及び責任の下で職務を執行するための「区民ニーズの的確な把握」に概ね努めていると評価します。

ただし、区民ニーズの把握が施策へどう反映しているか、事業の改善にどのようにつなげているかの結果やその過程が見えにくいいため、工夫や努力が必要です。また、若年層や外国人の意見・要望の把握が課題となっています。

次に、「区民への説明責任」については、区政情報の取得しやすさ、わかりやすさ、多様な方法によるわかりやすい情報提供という点から、説明責任は概ね果たされていると評価します。

ただし、多様な方法による情報提供や区政情報の取得しやすさについては、双方向のやりとりも必要であること、わかりやすさでは、広報しんじゅく等の見やすさ・内容のより一層の工夫、また、今後とも、区政情報の提供に対する説明責任を果たしているかを自覚し努力していくことが必要です。

「第13条 職員の責務」について

当条項に規定する「区民の視点に立った区の自治の実現の推進」に概ね取り組まれていると評価します。また、「職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上への取組」についても概ね実施されていると評価します。

自治基本条例の規定が具体的な形になって示されていることはわかりますが、職員一人一人の仕事にどのように反映されているのかも明確にしていくことが必要です。

また、区民の視点に立った区の自治を実現していくためには、現場・現実を重視していくことが必要であり、こうした観点からの研修の充実が望まれます。

「第14条 区政運営の原則」について

当条項に規定する「多様な方法による区民意見の把握」、「組織相互の連携を図り一体として行政機能を発揮する組織の整備」、「行政評価の結果公表と区政運営への適切な反映」、「財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立」、「適切な方法による区の財政状況の公表」、「区民の区政への参加及び協働の機会の提供」といった区政運営の原則として掲げられる項目については、全体として、概ね条例の趣旨に則して行われていると評価します。

特に、行政評価の区政運営への適切な反映と事務事業の見直しは財政の健全化につながるものであり、区財政状況の公表については、情報公開としては評価できますが、よりわかりやすい公表の方法など更なる工夫が必要です。

多様な方法による区民意見の把握については、意見に対する対応や対応する場合の優先順位の明確化も重要です。

また、組織の整備については、「組織相互の連携」や「一体として行政機能を発揮する」ことについての更なる取組が必要とされます。

区民の区政への参加及び協働の機会の提供については、区の施策の計画段階からの参加をより多く実施することや若年層をはじめ多様な世代の参加・協働への関わり、いわゆるサイレント・マジョリティなどへの働きかけが求められます。

また、NPO、地域活動団体、企業、大学など新宿区の地域の実情に即した多様な主体の参加と協働のしくみが形成されていくことを期待します。

「第15条 情報公開」、「第16条 個人情報保護」について

当条項に規定する区民の区政への参加を推進していくために必要な「区民の区政に関する情報を知る権利の保障」と「積極的な情報公開」は進んでおり、区が保有する個人情報に関する情報の保護と管理は適切に行われていると評価します。今後も更に慎重かつ適切な運営が求められます。

「第22条 子どもの権利等」について

当条項に規定する子どもの「自らの意見を表明する権利」や「健やかに育つ環境の保障」は、概ね行われていると評価します。

しかし、社会の一員として子ども自らに係る区政に対する意見表明の場や環境を、更に設ける必要があります。また、意見を表明する権利だけでなく、区政参加やまちづくりへの参加の権利も必要と考えます。教育の中に自治基本条例がどう活かされているかもわかりにくく、今後に期待します。

「第23条 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力」について

今回は、国・都・関係機関との連携協力についての説明が不十分でしたが、概ね、広域的な課題又は共通の課題の解決にあたり、連携又は相互協力して取り組まれていると評価します。

関係機関については、区内の大学や病院など各分野での連携が重要です。今後は、よ

り一層の国・都・他自治体との連携・交流により、地域の課題を解決していくことが求められます。

「第24条 国際社会との関係」について

当条項に規定する国際社会との関係については、多文化共生社会の実現という観点から、新宿区の多文化共生まちづくりにおいては、概ね、国際都市としての自覚を持って、国際社会との相互理解及び調和に努めていると評価します。

外国人が住み、働き、学び、また観光客も多く訪れる新宿では、お互いの言語・文化などの理解を深め、国際都市としての自覚を持って取り組んでいくことが必要です。

2 前文及び条文全体について（意見・課題）

今回の検証では、条例に規定する関連諸制度が条例の趣旨に則して運用されているかの検討・評価のほか、前文及び条文全体についても、第25条に規定する条例の検証という観点から議論・意見交換等を行っています。

これらの意見としては、条文に規定される語句の定義や条文自体に関する内容等であり、条例を構成する重要な要素であること、また、時間をかけた十分な議論が必要であることから、今後の自治基本条例の検討課題として整理しています。

（1）前文及び各条項に記載されている語句についての課題提起

該当条項 前文

『市民主権』

「市民主権」というのはいろいろ幅があり、条例では、区民という定義を明確にしている。「区民主権」という捉え方も考慮していく必要があると考えます。

『多文化共生社会の実現』

多文化共生社会を実現していく前提として、「多文化共生」の意味や捉え方の議論が必要です。

該当条項 (第1条 目的) (第2条 定義) (第3条 基本理念) (第5条 区民の権利) (第6条 区民の責務) (第7条 議会の設置) (第8条 議会の責務) (第9条 議員の責務) (第11条 区長の責務) (第12条 区の行政機関の責務) (第13条 職員の責務) (第14条 区政運営の原則) (第15条 情報公開) (第17条 住民投票) (第18条 住民投票の実施) (第19条 住民投票の実施の結果の投票) (第20条 条例への委任) (第21条 地域自治) (第25条 条例の見直し等)

『区民』と『住民』

「区民」と「住民」の位置付けの整理や明確化が必要です。条例で「区民」の定義を幅広くとっていることもあり、条例制定時にも議論したのですが、改めて再確認することが必要です。

該当条項（第14条 区政運営の原則）

『参加』

条文には「参加」という言葉が使われていますが、区政や自治への関わりという意味合いから「参画」ということもある。「参加」と「参画」それぞれを定義して使い分けていくことが必要だと考えます。

（2）条項についての課題提起

「第14条 区政運営の原則」について

区民の区政への参加及び協働の機会の提供については、若者の区政参加が非常に遅れています。

「第21条 地域自治」について

区民が主役という観点に立ち、新宿区から区民への権限の移譲の方向性を打ち出していくことが求められます。決定すべき権限がなければ参加といっても中身がないものとなってしまいます。区民が自ら地域のことを考え、地域自治組織がどのような権限を持つべきなのかという点を考えることが必要であり、その時の受け皿をどうするかを検討しなくてはなりません。また、既存の諸団体との調整も必要です。

「第25条 条例の見直し等」について

条文では、「4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。」と規定していますが、その詳細については示されていません。

今回は、主に条例に規定する関連諸制度の評価という側面から、区民と執行機関（区）による検証を行いました。今後は、検証のあり方やその方法、また、必要な措置について明確にしていくことも必要です。

（3）その他の事項

今回の検証の対象とならなかった、第7章に規定する「住民投票」及び第8章に規定する「地域自治」に関しては、別途、検討を促進するための方策の工夫が必要です。

第5章 新宿区自治基本条例の検証結果及び必要な措置について

自治基本条例第25条には、検証を行い、条例の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずるものとする規定されています。

本検証会議では、今回の検証により、自治基本条例に規定する関連諸制度が概ね条例の趣旨に則して運用されていると評価しました。

しかし、様々な指摘事項があり、これらについては、自治基本条例の充実と新宿区のさらなる自治の実現に向けて、速やかに執行機関（区）で検討を行い、その結果を受けて、必要な措置を講じていく必要があります。

必要な措置については、執行機関（区）が、指摘事項に基づき関連する諸制度の内容や運用方法等の改善を行うこと、また、条文自体に問題がある場合には、条例の見直しも視野に入れて検討していくことが求められます。

ただし、条例の見直しを行う場合には、条例の制定時と同様に、区民、議会及び執行機関（区）の三者での取組を行うこととなります。

一方、前文及び条文について、今後の検討課題として整理した事項については、十分に議論を深め、その方向性を提示していくことが必要です。

また、検証のあり方やその方法、必要な措置についても明確にしていく必要があります。

本検証会議として、今後も適切な対応による、新宿区の更なる自治の推進に向けた取組に期待するものです。

【資料編】

資料 1	新宿区自治基本条例	37
資料 2	新宿区自治基本条例検証会議設置要綱	43
資料 3	新宿区自治基本条例検証会議 委員名簿	45
資料 4	新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票	47
資料 5	新宿区自治基本条例検証会議 会議開催概要	95

資料 1

新宿区自治基本条例

〔平成 22 年 10 月 14 日
新宿区条例第 43 号〕

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 区民（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 議会等（第 7 条—第 9 条）
- 第 4 章 区長等（第 10 条—第 13 条）
- 第 5 章 区政運営の原則（第 14 条）
- 第 6 章 情報公開及び個人情報保護（第 15 条・第 16 条）
- 第 7 章 住民投票（第 17 条—第 20 条）
- 第 8 章 地域自治（第 21 条）
- 第 9 章 子どもの権利等（第 22 条）
- 第 10 章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等（第 23 条・第 24 条）
- 第 11 章 条例の見直し等（第 25 条）

附則

私たちに繋がる先人たちは、かつて、みどり深き武蔵野大地の一角で集落を形成しました。以来、この地では数限りない人々が、連綿としたいのちの営みを続け、幾星霜の歴史を刻みながら多彩な文化を育んできました。

昭和 22（1947）年に牛込、四谷、淀橋の 3 区が合併して誕生した新宿区は、江戸時代から計画的に市街地として発展した地域、新宿駅を中心にした新興商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富んだまちとして都市化しながら今日に至っています。

私たちの新宿区は、首都東京の中心に位置し、この地には、国内外の人々がともに暮らし、様々な目的を持った多くの人が集い、日々変貌を遂げながら活力のある国際的な都市として重要な存在感を示しています。

私たちの新宿区は、人々が営営として築いてきた価値ある歴史や文化が随所に息づくまちであり、日本を代表する文豪夏目漱石をはじめ幾多の貴重な人材を輩出しています。

私たちの新宿区は、また、時代の先端を切り拓く新しい文化の発信源として、進取の気風に富み、エネルギーに満ちたまちです。

こうした歴史的文化的遺産や地域の風土は、新宿区が持つ優れた特性として、私たちが誇りとするものです。

今、地域自治の時代を迎えようとしています。

新宿区が持つ特性を生かしながら、安全で安心な社会、持続可能な社会の実現をめざし、情報の共有化や区政参加の促進を図り、成熟した地域自治をこの地新宿に花開かせることは、私たちに課せられた大きな使命です。

私たちは、新たな時代の流れを深く自覚し、世界の恒久平和や地球環境の保全を希求し、互いの人権や個性を尊重し合いながら、市民主権の下、この地に最もふさわしい私たちが主役の自治を創造します。

私たちは、世界からこの地に集う人々とともに互いの持つ多様性を認め合う多文化共生社会の実現をめざすとともに、新宿区の優れた歴史や文化を世代を超えて継承し、一人ひとりの思いをしっかりと基盤に据えた地方政府を創り上げる決意を込め、ここに新宿区の最高規範としてこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則並びに区民、新宿区議会（以下「議会」という。）及び新宿区長（以下「区長」という。）の責務等について定め、もって新宿区（以下「区」という。）の更なる自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう。
- (2) 公共サービス 公共サービス基本法（平成21年法律第40号）第2条に規定する公共サービスをいう。
- (3) 区の行政機関 区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会及び新宿区監査委員をいう。
- (4) 職員 次に掲げる者をいう。
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職にある者及び同条第3項に規定する特別職にある者（議員を除く。）で区に勤務するもの
 - イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員で区に勤務するもの

(基本理念)

第3条 区は、人権を尊重し、一人ひとりを大切にする区政を行う。

2 区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は、自治の担い手として地域の課題を解決するものとする。

3 区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政を推進する。

(条例の位置付け)

第4条 区は、この条例を区における最高規範とし、他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例との整合性を図るものとする。

第2章 区民

(区民の権利)

第5条 区民は、区政に関する情報を知る権利を有する。

- 2 区民は、公共サービスを受ける権利を有する。
- 3 区民は、区政に参加する権利を有する。
- 4 区民は、区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。

(区民の責務)

第6条 区民は、区内にともに生きるものとして、互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるものとする。

第3章 議会等

(議会の設置)

第7条 区に区民の代表機関として、議会を置く。

(議会の責務)

第8条 議会は、区民の代表機関として、区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視するものとする。

- 2 議会は、自治体の立法機関として、積極的に政策立案、政策提言を行い、議会活動の活性化に努めるものとする。
- 3 議会は、議会活動に関する情報を区民と共有し、その説明責任を果たすものとする。

(議員の責務)

第9条 議会の議員（以下「議員」という。）は、区民の代表としてその権限及び責任を自覚して行動するものとする。

- 2 議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正で公平な議会活動を行うものとする。

第4章 区長等

(区長の設置)

第10条 区に区の代表として、区長を置く。

(区長の責務)

第11条 区長は、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うものとする。

(区の行政機関の責務)

第12条 区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断及び責任の下で職務を執行するものとする。

- 2 区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たすものとする。

(職員の責務)

第13条 職員は、区を愛し、区民の視点に立って、区の自治の実現に努めるものとする。

- 2 職員は、区民に最も身近な地方政府の一員であることを自覚するとともに、別に定める公益保護及び職員の行動規準等に関する規程その他法令等を遵守し、公正かつ公平に職務を遂行するものとする。
- 3 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に努めるものとする。

第5章 区政運営の原則

(区政運営の原則)

- 第14条 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めるとともに、公正で公平な視点に立って、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるものとする。
- 2 区長は、公共サービスの提供に当たっては、区の基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を定めるものとする。
 - 3 区長は、適切な方法で区の財政状況を公表するものとする。
 - 4 区の行政機関は、組織相互間の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備するものとする。
 - 5 区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供するものとする。
 - 6 区の行政機関は、行政評価を実施するとともに、その結果について公表し、区政運営に適切に反映するものとする。

第6章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

- 第15条 区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、これを積極的に公開することにより、区民との共有を図るものとする。

(個人情報保護)

- 第16条 区の行政機関及び議会は、その保有する個人に関する情報を保護し、これを適切に管理するものとする。

第7章 住民投票

(住民投票)

- 第17条 区は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について直接住民の意思を問うための投票制度（以下「住民投票」という。）を設ける。
- 2 住民投票において投票権を有する者は、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものとする。

(住民投票の実施)

- 第18条 住民投票は、次に掲げる場合に、区長が実施するものとする。
- (1) 前条第1項に規定する事項について、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものから、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、住民投票を実施するよう請求があったとき。
 - (2) 前条第1項に規定する事項について、議員の定数の12分の1以上の者から住民投票の実施を求める旨の発議がなされ、議会がこれを議決したとき。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第1項に規定する事項について直接住民の意思を問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

(住民投票の実施の結果の尊重)

第19条 区は、住民投票の実施の結果を尊重しなければならない。

(条例への委任)

第20条 前3条に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第8章 地域自治

(地域自治)

第21条 区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する。

- 2 区の行政機関は、地域自治を推進するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 区民は、第1項の地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる。
- 4 地域の区分及び地域自治組織に関し必要な事項については、別に条例で定める。

第9章 子どもの権利等

(子どもの権利等)

第22条 子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。

第10章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等

(国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力)

第23条 区は、広域的な課題又は共通の課題の解決に当たっては、国、東京都その他の自治体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする。

(国際社会との関係)

第24条 区は、国際都市として自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めるものとする。

第11章 条例の見直し等

(条例の見直し等)

第25条 区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

資料 2

新宿区自治基本条例検証会議設置要綱

(設置)

第1条 新宿区自治基本条例（平成22年新宿区条例第43号。以下「条例」という。）第25条の規定により条例及び関連する諸制度の検証等を行うため、新宿区自治基本条例検証会議（以下「検証会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検証会議は、次に掲げる事項について検証を行い、その結果を区長に報告する。

- (1) 条例及び関連する諸制度に関すること。
- (2) その他検証会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 検証会議は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 区民 次に掲げる者の区分のとおりとする。
 - ア 団体の推薦による者 10人以内
 - イ 公募による者 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検証会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検証会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検証会議は、会長が招集する。

- 2 検証会議は、公開を原則とする。ただし、検証会議が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検証会議の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検証会議の運営に関し必要な事項は、会長が検証会議に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月9日から施行する。
- 2 委員の委嘱のための手続きその他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

資料3

新宿区自治基本条例検証会議 委員名簿

平成26年7月9日 現在

区分		氏名	備考
第1項 要綱第3条	学識経験者	辻山 幸宣	公益財団法人地方自治総合研究所所長 中央大学大学院客員教授
		内海 麻利	駒澤大学法学部教授
要綱第3条第2項ア	団体の推薦による者	吉川 信一	新宿区町会連合会
		古澤 謙次	新宿区町会連合会
		斉藤 博	新宿区町会連合会
		安田 明雄	地区協議会
		樋口 蓉子	一般社団法人 新宿NPOネットワーク協議会
		國谷 寛司	新宿区民生委員・児童委員協議会
		只野 純市	地区青少年育成委員会
		衣川 信子	区立小学校PTA連合会
		相澤 いづみ	区立中学校PTA協議会
第2項イ 要綱第3条	公募による者	伊藤 陽平	公募委員
		高野 健	公募委員
		土屋 慶子	公募委員

資料4

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.1-①

◆ 関連する条例・制度等の名称

区政モニター制度

◆ 関連条文

1	第5条	区民の権利等 ③区政に参加する権利
2	第12条	区の行政機関の責務 ①区民ニーズの的確な把握
3	第14条	区政運営の原則 ⑥区民の意見把握 ⑦区民の区政への参加

◆ 制度・事業の概要

区民の区政に対する意見・要望等を聴取し、これを区政運営の参考とするため、区政モニター会議及びアンケート区政モニターを設置し、区政への区民参加を推進しています。

区政モニター会議は、会議を通して、比較的少人数の区民から組織的、継続的に意見聴取を行い、区民の一般的な関心や意見等を把握し、区政運営に反映する制度です。アンケート区政モニターは、会議に参加しにくい、若年層や勤労世帯を含む幅広い層の区民意見を聴取することを目的としたアンケート調査に回答していただくモニター制度です。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	区政モニター会議	<p>毎年公募で区政モニター（定員50人）を募集し、任期は1年とし、毎回違うテーマの会議を年4回開催します。高齢者福祉、子育て、防災などのテーマに関する区事業の説明の後、モニターから様々な質問を受けます。活動を通して寄せられた要望、意見などを区政運営に反映させます。</p> <p>開始時期は、昭和45年度からです。</p> <p>実績</p> <p>平成23年度 44名（男19名、女25名） 平成24年度 50名（男16名、女34名） 平成25年度 47名（男22名、女25名）</p>
2	アンケート区政モニター	<p>若年層や勤労世帯を含むより幅広い層の区民意見の聴取を行うため、無作為抽出による区の依頼を引き受けていただいた1,000人をモニターとして登録し、年4回、郵送により、区事業に関するアンケート調査を実施し、その結果を区政運営に反映させています。任期は1年です。</p> <p>開始時期は、平成16年度からです。平成20年度から実施回数を3回から4回に増やすとともに、登録者数も600名から1000名に拡大しました。</p> <p>実績</p> <p>平成23年度 1,000名（男453名、女547名） 平成24年度 1,000名（男426名、女574名） 平成25年度 1,000名（男443名、女557名）</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.1-②

◆ 関連する条例・制度等の名称

区民意識調査

◆ 関連条文

1	第5条	区民の権利等 ③区政に参加する権利
2	第12条	区の行政機関の責務 ①区民ニーズの的確な把握
3	第14条	⑥区民の意見把握 ⑦区民の区政への参加

◆ 制度・事業の概要

区民意識調査は、区政運営の基本となる区の重要な課題に対する区民の意向・要望及び区民の生活意識等を把握し、今後の区政運営に反映させるために毎年1回実施している調査で、昭和48年から実施しています。

調査内容は、経年調査項目として、同じ設問内容を設定し、毎年調べ比較するもので、居留意向、生活における心配事、区政への関心、区政への要望、選挙といった5項目を設定しています。また、特集調査項目として、それぞれの年度の今日的な課題や今後の施策に影響を及ぼすような項目を特に調査する内容になっています。

(1)調査地域 新宿区全域

(2)調査対象 満18歳以上の区民、2,500名(住民基本台帳からの層化抽出法による無作為抽出)

(3)調査方法 託送配付及び郵送回収によるアンケート方式

◆ 取組み状況 (新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について)

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	区民意識調査 調査対象の拡大	<p>平成24年度から住民基本台帳法の改正があり、外国籍の住民の方も調査対象としました。</p> <p>調査票は日本語・英語・中国語・ハンガルの4か国語版を用意し、外国籍の方については4か国語版をすべて同梱することで、言語的にもわかりやすく、答えやすい環境を整えました。</p> <p>平成25年度の実績</p> <p>(1)標本数 2,500人(日本国籍 2,252人、外国籍 248人)</p> <p>(2)有効回収数 1,009人(日本国籍 946人、外国籍 47人、無回答16人)</p> <p>(3)有効回収率 40.4%(日本国籍 42.0%、外国籍 19.0%)</p>
2	区民意識調査 調査結果の周知	<p>調査報告書を作成し、事務用として各課、区内各図書館に送付しているほか、区政情報センターでも閲覧できるようにしています。また、区のホームページ上でも電子データ(PDF)を公開しています。電子データについては、過去の報告書の検索も可能となっています。</p> <p>調査結果の要約版を、平成24年度から日本語・英語・中国語・ハンガルの4か国語でそれぞれ作成し、区内各図書館、区政情報センター、多文化共生プラザで閲覧できるようにしています。また、区の外国語ホームページ上でも電子データ(PDF)を公開しています。</p> <p>平成25年度の実績</p> <p>(1)報告書 300部</p> <p>(2)要約版 1,100部(日本語 1,000部、英語 30部、中国語 30部、ハンガール 40部)</p>
3	区民意識調査 IT活用方法の提供	<p>意識調査の回答データを使って、住民の方が独自の視点による分析・解析を行うことができるよう、平成24年度から、回答内容のローデータ(エクセル)を区のホームページ上で公開しています。</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.1-③

◆ 関連する条例・制度等の名称

パブリック・コメント制度

◆ 関連条文

1	第5条	区民の権利等 ③区政に参加する権利
2	第12条	区の行政機関の責務 ①区民ニーズの的確な把握
3	第14条	区政運営の原則 ⑥区民の意見把握 ⑦区民の区政への参加

◆ 制度・事業の概要

パブリックコメント制度は、区民の生活に広く影響を及ぼす施策等を決定するときに、事前に案を公表し、区民の皆さんからご意見等をいただき、当該意見等を踏まえた施策等の決定を行うこととするとともに、寄せられたご意見とそれに対する区の考え方を公表する制度であり、平成14年7月から実施しています。

これにより、区の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民参加をより実質的なものとしていき、更に、区民にとってより身近で分かりやすい、区民と区との協働による開かれた区政を推進しています。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	施策等の案の事前公表と意見募集の周知	周知方法は、広報紙及びホームページに掲載するほか、施策等の案は、担当課、広聴担当課、区政情報センター、特別出張所等、多くの区民が閲覧できるようにしています。
2	意見募集期間	意見募集の期間は、新宿区パブリック・コメント制度に関する規則上、「広報しんじゅく」の発行日から2週間以上の期間としていますが、過去3年（平成23年度以降）、17件の募集期間を見ますと、1カ月以上が12件、29日間が3件、4週間が2件と、当該規則に定める日数を大きく上回る期間を設定し、広く区民の意見を寄せていただけるよう図っています。 意見募集の方法については、担当課等の窓口で直接意見用紙を受け付けるほか、郵送、FAX、ホームページからの受付や「区長と話そう～しんじゅくトーク」や、関係団体への説明会など多様な方法をとることにより、区民の方それぞれの状況に応じて意見が提出できるよう図っています。
3	意見等の公表	施策等の意思決定を行う際には、「意見等」、「意見等に対する区の考え方等」を広報紙、ホームページのほか、担当課、広聴担当課、区政情報コーナー等で閲覧できるよう公表し、区民参加、区民と区との協働による区政を推進するよう努めています。 なお、パブリックコメント制度の実施状況は、別紙のとおりです。

パブリック・コメント制度実施状況(検証No.1ー③別紙資料)

1 年度別件数

(平成26年3月31日現在)

年度別件数	実施件数	延べ日数	1件平均	延べ件数/延べ人数	平均件数/平均人数
25年度	3件	89日	29.6日	115件/68人	38.3件/22.7人
24年度	5件	151日	30.2日	302件/102人	60.4件/20.4人
23年度	9件	276日	30.6日	600件/344人	66.7件/38.2人
22年度	6件	184日	30.6日	334件/97人	55.7件/16.2人
21年度	3件	95日	31.6日	86件/38人	28.7件/12.7人
計	26件	延べ795日	1件平均30.5日	延べ1,437件/649人	平均55.3件/ 25人

* 24年度は、1件募集中、1件結果未公表のため意見件数と人数は3件の集計

2 条項別件数

号	21～25年度実施件数	構成比	結果公表	適用条項内訳(規則第3条第1～4号)
1	1	0.0%	1	区の総合的な施策に関する計画又は指針の策定及び重要な改定
2	20	80.0%	20	各行政分野の施策の基本方針又は基本的な事項を定める計画の策定及び重要な改定
3	5	20.0%	5	区政運営に関する基本的な方針を定めることを内容とする条例の制定、改正及び廃止に係る案の作成
4	0	-	0	その他区長がパブリック・コメント制度を適用することが必要と認める施策等の策定等
計	26		26	

パブリック・コメント制度実施状況(検証No.1ー③別紙資料)

25年度(3件)

No.	案件名	適用条項	公表日	意見募集期間	日数	件数	結果公表(予定)時期	担当課	公表案入手方法	提出方法
1	「新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」制定	3	25年 3/25	平成25年3月25日(月) ～4月22日(月)	29	68件/46人	平成25年5月	危機管理課	閲覧・危機管理課・広聴担当課・区政情報センター・特別出張所・区立図書館	郵送、持参、FAX、区民意見システム
2	「新宿区空き家等の適正管理に関する条例」制定	3	25年 3/25	平成25年3月25日(月) ～4月22日(月)	29	20件/18人	平成25年5月	危機管理課	閲覧・危機管理課・広聴担当課・区政情報センター・特別出張所・区立図書館	郵送、持参、FAX、区民意見システム
3	「新宿区耐震改修促進計画」	2	26年 1/15	平成26年1月15日(水) ～2月14日(金)	31	27件/4人	平成26年3月	地域整備課	閲覧・地域整備課・広聴担当課・区政情報センター・特別出張所・区立図書館	郵送、持参、FAX、区民意見システム

24年度(5件)

No.	案件名	適用条項	公表日	意見募集期間	日数	件数	結果公表(予定)時期	担当課	公表案入手方法	提出方法
1	「新宿区暴力団排除条例」制定	3	24年 5/15	平成24年5月15日(火) ～6月14日(木)	31	3件/3人	平成24年8月	危機管理課	閲覧・危機管理課・広聴担当課・区政情報センター・特別出張所・区立図書館	郵送、持参、FAX、区民意見システム
2	新宿区第二次環境基本計画	2	24年 10/14	平成24年10月14日(日) ～11月14日(水)	32	140件/33人	平成25年2月	環境対策課	閲覧・環境対策課・広聴担当課・区政情報センター・特別出張所・区立図書館、生涯学習情報センター、西早稲田リサイクル活動センター	郵送、FAX、区民意見システム
3	「新宿区災害対策推進条例」制定	3	24年 10/25	平成24年10月25日(木) ～11月21日(水)	28	67件/24人	平成25年1月	危機管理課	閲覧・危機管理課・広聴担当課・区政情報センター・特別出張所・区立図書館	郵送、持参、FAX、区民意見システム
4	新宿区スポーツ環境整備方針	2	24年 11/25	平成24年11月25日(日) ～12月25日(火)	31	54件/21人	平成25年3月	生涯学習コミュニケーション課	閲覧・生涯学習コミュニケーション課・広聴担当課・区政情報センター・新宿スポーツセンター・新宿コスミックスポーツセンター・特別出張所・区立図書館、大久保スポーツプラザ、生涯学習館、元気館	郵送、持参、FAX、区民意見システム
5	新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画(改定)	2	25年 2/25	平成25年2月25日(土) ～3月25日(火)	29	38件/21人	平成25年6月	交通対策課	閲覧・交通対策課・広聴担当課・区政情報センター・特別出張所・区立図書館	郵送、持参、FAX、区民意見システム

パブリック・コメント制度実施状況(検証No.1-③別紙資料)

23年度(9件)

No.	案件名	適用条項	公表日	意見募集期間	日数	件数	結果公表(予定)時期	担当課	公表案入手方法	提出方法
1	都市計画公園・緑地の整備方針(改定)	2	23年 9/20	平成23年9月20日(火) ～10月19日(水)	30	都全体 186件/111人 区受付分 5件/2人	平成23年12月	みどり公園課	閲覧・みどり公園課、広聴担当課・区 政情報センター、特別出張所、区立 図書館、東京都都市整備局	郵送、持参、FAX、区民意見 システム
2	「第九次新宿区交通安全計画」の策定	2	23年 10/15	平成23年10月15日(土) ～11月15日(火)	32	1件 / 1人	平成24年3月	交通対策課	閲覧・交通対策課、広聴担当課、区 政情報センター、特別出張所、区立 図書館	郵送、FAX、区民意見シス テム
3	「新宿区第二次実行計画」の策定	1	23年 10/15	平成23年10月15日(土) ～11月15日(火)	32	388件/267人 (団体、連名は 1人扱い)	平成24年1月	企画政策課	閲覧・企画政策課、広聴担当課、区 政情報センター、特別出張所、区立 図書館	郵送、持参、FAX、区民意見 システム
4	「新宿区高齢者保健福祉計画・第5期介護 保険事業計画」の策定	2	23年 10/15	平成23年10月15日(土) ～11月15日(火)	32	40件 / 10人	平成24年2月	地域福祉課	閲覧・地域福祉課、高齢者サービ ス 情報センター、健康推進課、保健セ ンター、特別出張所、区立図書館、 高齢者総合相談センター	郵送、持参、FAX、区民意見 システム
5	「新宿区健康づくり行動計画」の策定	2	23年 10/15	平成23年10月15日(土) ～11月15日(火)	32	8件 / 8人	平成24年2月	健康推進課	閲覧・健康推進課、広聴担当課、区 政情報センター、保健センター、区民 書館	郵送、持参、FAX、区民意見 システム
6	「新宿区第二次男女共同参画推進計画 (平成24年度～平成29年度)」の策定	2	23年 11/5	平成23年11月5日(土) ～12月3日(土)	29	14件 / 6人	平成24年2月	男女共同参画課	閲覧・男女共同参画推進センター、 子ども家庭課、子ども総合センター、 広聴担当課、区政情報センター、特 別出張所、区立図書館	郵送、持参、FAX、区民意見 システム
7	「第三次新宿区子ども読書活動推進計画」 の策定	2	23年 12/15	平成23年12月15日(木) ～平成24年1月15日 (日)	32	13件 / 3人	平成24年3月(予定)	中央図書館子ども図 書館	閲覧・中央図書館子ども図書館、区 立図書館、教育調整課、広聴担当 課、区政情報センター、特別出張所	郵送、持参、FAX、区民意見 システム
8	「新宿区障害者計画・第3期障害福祉計画 (平成24～26年度)」の策定	2	24年 1/6	平成24年1月6日(金)～ 平成24年2月2日(木)	28	83件 / 21人	平成24年3月(予定)	障害者福祉課	閲覧・障害者福祉課、保健予防課、 広聴担当課、区政情報センター、あ ゆみの家、子ども総合センター、保 健センター、障害者福祉センター、新 宿福祉作業所、高田馬場福祉作業 所、特別出張所、区立図書館	郵送、持参、FAX、区民意見 システム
9	「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選 択制度、適正規模及び適正配置の基本方 針」(案)	2	24年 2/15	平成24年2月15日(水) ～平成24年3月14日 (水)	29	48件 / 26人	平成24年4月(予定)	学校運営課学校適 正配置等担当	閲覧・学校運営課、教育調整課、広 聴担当課、区政情報センター、特別 出張所、区立小・中・養護学校、区 立幼稚園・保育園・子ども園、区立図 書館	郵送、持参、FAX、区民意見 システム

パブリック・コメント制度実施状況(検証No.1ー③別紙資料)

22年度(6件)

No.	案件名	適用条項	公表日	意見募集期間	日数	件数	結果公表(予定)時期	担当課	公表案入手方法	提出方法
1	(仮称)新宿区自治基本条例	2	22年 7/15	平成22年7月15日(木) ～8月11日(水)	28	30件/10人	平成22年9月	企画政策課	閲覧:企画政策課・広聴担当課・区 政情報センター、特別出張所、区立 図書館、自治基本条例地域懇談会	郵送、持参、FAX、区民意見 システム
2	新宿区新中央図書館等基本計画(素案)	2	22年 7/15	平成22年7月15日(木) ～8月11日(水)	28	87件/40人	平成22年11月	中央図書館	閲覧:区立図書館、教育政策課、区 政情報センター、広聴担当課、特別 出張所	郵送、FAX、区民意見シス テム
3	新宿区産業振興基本条例	2	22年 9/24	平成22年9月24日(金) ～10月25日(月)	32	46件/28人	平成22年12月	産業振興課	閲覧:区立産業会館(BIZ新宿)、特 別出張所、区立図書館、広聴担当 課、区政情報センター、産業振興課	郵送、持参、FAX、区民意見 システム
4	(仮称)新宿区地球温暖化対策指針(素案)	2	22年 10/25	平成22年10月25日(月) ～11月24日(水)	31	78件	平成23年4月	環境対策課	閲覧:区政情報センター、広聴担当 課、環境対策課、特別出張所、区立 図書館、環境学習情報センター、新 宿リサイクル活動センター、西早稲 田リサイクル活動センター	郵送、持参、FAX、区民意見 システム
5	ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策 定と推進	2	22年 12/24	平成22年12月24日(金) ～平成23年1月28日 (金)	36	75件/12人	平成23年4月	都市計画課	閲覧:都市計画課、広聴担当課、区 政情報センター、特別出張所、区立 図書館	郵送、持参、FAX、区民意見 システム
6	新宿区駐車場整備計画(改定案)	2	23年 1/17	平成23年1月17日(月) ～平成23年2月14日 (月)	29	18件/7人	平成23年4月	都市計画課	閲覧:都市計画課、広聴担当課、区 政情報センター、特別出張所、区立 図書館	郵送、持参、FAX、区民意見 システム

21年度(3件)

No.	案件名	適用条項	公表日	意見募集期間	日数	件数	結果公表(予定)時期	担当課	公表案入手方法	提出方法
1	新宿区次世代育成支援計画(平成22年度 ～26年度)素案	2	21年 11/12	平成21年11月12日(木) ～平成21年12月14日 (月)(広報12/15号)	33	70件/25人	平成22年4月	子ども家庭課	閲覧:子ども家庭課、区政情報セン ター、広聴担当課、特別出張所、区 立図書館	窓口、郵送、電子メール、 ファックス
2	新宿区文化芸術振興基本条例	3	21年 11/25	平成21年11月25日(水) ～平成21年12月25日 (金)(広報11/25号)	31	83件/35人	平成22年3月	文化観光国際課	閲覧:文化観光国際課、新宿文化セ ンター、新宿歴史博物館、生涯学習 館、区政情報センター、広聴担当 課、特別出張所	窓口、郵送、電子メール、 ファックス
3	新宿区第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に 関する推進計画(素案)	2	21年 12/15	平成21年12月15日(火) ～平成22年1月14日 (木)(広報12/15号)	31	3件/3人	平成22年3月	生活福祉課	閲覧:生活福祉課、地域福祉課、区 政情報センター、広聴担当課、特別 出張所	窓口、郵送、電子メール、 ファックス

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.1-④

◆ 関連する条例・制度等の名称

区長へのはがき・投書による広聴
(区長へのはがき・手紙・HP等)

◆ 関連条文

1	第5条	区民の権利等 ③区政に参加する権利
2	第12条	区の行政機関の責務 ①区民ニーズの的確な把握
3	第14条	区政運営の原則 ⑥区民の意見把握 ⑦区民の区政への参加

◆ 制度・事業の概要

区民の声を広く聴取し、区政の参考とするため「区長へのはがき」により、意見・要望・苦情等を受け付けています。「区長へのはがき」は、「新宿区くらしのガイド」に綴じ込みのほか、特別出張所、図書館など区の主要施設において配布しています。また、広聴担当課窓口、一般投書、ファクス、区ホームページの「ご意見専用フォーム」によっても意見等を受け付けています。匿名等の投書を除き、原則として收受日から14日程度(土日、休日及び12月29日から1月3日までを除く。)で回答を作成し、当該意見、要望を行った本人あてに送ります。

◆ 取組み状況 (新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について)

項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1 区民意見システムによる投書管理	<p>行政需要が多様化する中、様々な媒体による意見等に対し、迅速かつ的確に対応するため、一元的管理を行い、投書処理の進行管理を行うとともに、処理後の意見等をデータベース化し、類似案件の回答処理への活用や集計及び分析を行う、新宿区区民意見システムを平成21年4月に導入しました。意見等の收受から回答までの進捗状況をシステム上で管理し、処理の効率化を図り、行政需要の把握のための支援機能としては、寄せられた意見等をシステム上で集計し、活用しています。</p> <p>【平成25年度意見件数】 投書：717件（区政への意見） 施策別件数：1, 822件（意見内容別の延べ数）</p> <p>【期限内回答率】 平成25年度 67.0%</p>
2 システムの再構築による機能拡充等	<p>平成25年度末の旧システム更新時期に合わせてシステムを見直し、情報政策課が管理する統合基盤上に統合する形で再構築を行いました。（平成26年4月稼働）これにより、データセンターやハードウェアを統合し、効率的にシステム運営を行います。</p> <p>また、新システムでは、セキュリティ管理を十分に行い、暗号化された専用システムにより、投書受付、回答の双方でインターネットを経由した、安全で迅速な通信環境を実現しています。（これまでは、原則郵送回答）さらに、数百の課題項目（旧システムは40項目）に基づく、分析のための素材となる詳細な情報を提供可能としました。</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.2-①②

◆ 関連する条例・制度等の名称

区民の意見把握(景況調査、各施設利用者アンケート)

◆ 関連条文

1	14条	区政運営の原則 ⑥区民の意見把握
2		
3		

◆ 制度・事業の概要

区では施策検討にあたり、区民の意見や要望を反映するため、各分野で実態調査を実施しています。地域文化部では、区内中小企業の景気動向を把握し、産業振興施策の指針として活用するため景況調査を行っています。「景況調査(産業振興課)」

また、区立施設の運営にあたっては、施設利用者の満足度を高め、効果的・効率的な施設運営を実現するため、指定管理者が利用者懇談会や利用者アンケートを実施し利用者ニーズの把握を行っています。「施設利用者アンケート(各指定管理者)」

◆ 取組み状況 (新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について)

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	・景況調査	<p>中小企業の景気動向を把握するため、平成23年度から、区内の中小企業を対象とした「景況調査」を4半期ごとに実施しています。景況調査の結果は、的確な商工相談を行うための判断資料や産業振興施策を策定する際の指針として活用しています。</p> <p>なお、景況調査の結果は、区ホームページで公表しています。</p>
2	・各施設利用者アンケート	<p>毎年、各施設において、指定管理者が利用者懇談会や利用者アンケートを実施して区民ニーズを把握し、利用時間の拡大や各種事業の見直し等、施設運営に反映しています。また、区は、指定管理者の管理業務の事業評価の際に、利用者ニーズの把握が適切に行われ実績に反映したかの判断資料として活用しています。</p> <p>地域センター 10所 区民ホール 3所 区民保養所・区民健康村 新宿コズミックスポーツセンター 新宿スポーツセンター 大久保スポーツプラザ 公園内運動施設 6所 生涯学習館 5館 新宿文化センター 新宿歴史博物館 林芙美子記念館 佐伯祐三アトリエ記念館 中村彝アトリエ記念館 高田馬場創業支援センター 新宿消費生活センター分館 新宿NPO協働推進センター</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.2-③

◆ 関連する条例・制度等の名称

区民の意見把握(高齢者の保健と福祉に関する調査)

◆ 関連条文

1	第14条	区政運営の原則 ⑥区民の意見把握
2	第14条	区政運営の原則 ⑦区民の区政への参加
3		

◆ 制度・事業の概要

高齢者の保健と福祉に関する調査
次期(平成27～29年度)「新宿区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定する基礎資料とするため、「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」を実施しています。

◆ 取組み状況 (新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について)

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取り組み例等
1	高齢者の保健と福祉に関する調査	<p>「新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者・保健施策の現状や課題、施策の方向性、並びに介護保険サービスの提供体制整備の方策をまとめ体系化したものであり、3年ごとに策定しています。</p> <p>平成25年度はその2年目にあたり、「高齢者の保健と福祉に関する調査」を実施し、次期計画(平成27～29年度)の基礎資料とします。</p> <p>区民に対する調査は、一般高齢者調査(要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者3,500人を対象)、要支援・要介護認定者調査(要支援・要介護認定を受けている方1,500人を対象)、第2号被保険者調査(要支援・要介護を受けていない40歳～64歳の方1,500人を対象)をそれぞれ無作為抽出により実施しました。</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.3-①

◆ 関連する条例・制度等の名称

広報しんじゅく、くらしのガイドの発行・配布

◆ 関連条文

1	第5条	区民の権利等 ①区政に関する情報を知る権利
2	第12条	区の行政機関の責務 ②区民への説明責任
3		

◆ 制度・事業の概要

区の施策やサービス等、区政に関する喫緊の情報や課題、イベント・講座の情報や地域の話題などの提供を通し、区民が広く区政に参画し、新宿のまちに愛着を持っていただけるよう、「広報しんじゅく」「くらしのガイド」を発行・配布しています。

「広報しんじゅく」は月3回・年36回発行し、日刊6紙に折り込みのほか区の施設や駅、郵便局、スーパー・コンビニエンスストア、公衆浴場等で配布しています。手に入りにくい方には個別配達もしています。

「くらしのガイド」は隔年で発行し、地図とともに全戸配布しており、区の窓口や郵送でも配布しています。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	広報しんじゅく 個別配達での 配布拡大	<p>広報しんじゅくを折り込み配布している日刊6紙を購読していない方にも広く区政情報を提供するため、また、景気の低迷などで新聞購読者が減少し、折り込み配布数の減が続くことから、身近な配布場所の拡大と個別配達（ポスティング）の実施で、広報しんじゅくを手にする機会を確保しています。</p> <p>個別配達は、平成20年4月から、主に高齢者・障害者を対象に開始しました。自治基本条例の施行を踏まえ、平成23年度からは子育て家庭など手に入りにくい方も配布対象とし、町会・自治会に制度の周知を依頼しました。また、平成24年2月のくらしのガイドの全戸配布時に「個別配達の案内兼申込書」を同封したことなどで制度の認知度が高まり、利用者が3倍以上に拡大しています（平成23年4月／800件、平成24年4月／2,200件、平成25年4月／2,600件、平成26年4月／2,800件）。</p>
2	広報しんじゅく 視覚障害者への 配布	<p>視覚障害者向けには点字版、カセットテープ版を発行し、新宿区ホームページには音声データをアップしてきましたが、平成24年4月からはデジ版、平成26年4月からはCD版も発行し、選択肢を拡大しています。</p>
3	くらしのガイドの 特集掲載	<p>くらしのガイドには行政情報のほか、新宿のまちの魅力をPRする特集記事や区民サポーターが取材した区内のお勧めスポット紹介などを掲載し、読み物としても親しまれる構成としています。</p> <p>平成23年3月の東日本大震災を受けて、家庭や地域で「災害に備える」情報を巻頭カラーでまとめて掲載しています。被災時に速やかに家族や知人への連絡や身元確認ができるよう、防災カードも綴じ込んでいます。</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.3-②

◆ 関連する条例・制度等の名称

ホームページ、しんじゅくノートの管理運営及び
ツイッター、フェイスブックを使った情報発信

◆ 関連条文

1	第5条	区民の権利等 ①区政に関する情報を知る権利
2	第12条	区の行政機関の責務 ②区民への説明責任
3		

◆ 制度・事業の概要

区民にとって区政が身近なものとなるよう、様々な手段で区政情報を積極的に発信しています。その一つとしてホームページに加え、ツイッターやフェイスブックなどの新たなツールを開設し情報を発信しています。

「ホームページ」は、「必要な情報が探しやすく使いやすい」サイトとなるようコンテンツ管理システム(CMS)で管理運営しています。

「しんじゅくノート」は平成24年度に民間事業者の自立採算に移行し、官民協働で運営しています。

「ツイッター・フェイスブック」は緊急時の情報発信手段を確保するために開設しました。災害・気象情報のほか、区政情報・地域情報を発信しています。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	【ホームページ】 必要な情報が探しやすく使いやすいサイトに向けた取組み	<p>ページ内のミニアンケートに書き込まれたご意見を反映しながら、よりよいホームページを目指しました。アクセス数が横ばいなのに対して閲覧者数が増加していることから、少ないクリック数で必要な情報にたどり着けていると考えます(日平均アクセス数・日平均閲覧者数:平成23年度/47,620pv・11,564件、平成24年度/45,130pv・12,594件、平成25年度/46,742pv・14,422件)。</p> <p>誰にでも使いやすいホームページとなるよう、障害者・高齢者等のサイト利用の配慮について、職員研修等で意識啓発に取り組んでいます。また、より「必要な情報が探しやすく使いやすい」サイトとなるよう、障害者・高齢者等の利用の配慮や使いやすさに係るサイト検証の結果に基づき、リニューアル方針を策定し、平成26年10月に新ホームページを公開します。トップページには、バナー広告の掲載エリアを設けます。</p>
2	【しんじゅくノート】 利用拡大の取組み	<p>しんじゅくノートは、行政・事業者・区民等の多様な主体が情報を発信しています。地域のニュースやイベント周知・サークルの会員募集などのサービスについて、区民レポーターや学生記者の取材記事を掲載しています。平成24年2月には、くらしのガイドの全戸配布に周知用リーフレットを同封し、利用の拡大を図りました(日平均アクセス数・日平均閲覧者数:平成23年度/1,966pv・1,378件、平成24年度/2,432pv・1,872件、平成25年度/2,171pv・1,708件。登録会員数:平成26年3月/3,352名。)</p>
3	【ツイッター、フェイスブック】 区公式フェイスブックの開設	<p>緊急時の情報発信手段の確保のため、平成23年4月に開設した区公式ツイッターに加え、区公式フェイスブックを平成25年3月に開設しました(ツイッターフォロワー数:平成24年3月/1,850名、平成25年3月/4,005名、平成26年3月/4,729名。ツイート(発信)数:平成24年3月/216件、平成25年3月/400件、平成26年3月/565件。フェイスブック「いいね!」数:平成26年3月/340件)。</p> <p>ツイッター・フェイスブックは、広報しんじゅくやニュースリリースと連携した計画的で効果的な情報発信により、利用の拡大を図っています。</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.3-③

◆ 関連する条例・制度等の名称

ケーブルテレビを活用した広報番組の制作

◆ 関連条文

1	第5条	区民の権利等 ①区政に関する情報を知る権利
2	第12条	区の行政機関の責務 ②区民への説明責任
3		

◆ 制度・事業の概要

多様化する区民の情報収集手段に対応するとともに、映像を通して分かりやすく区政情報を発信する手段として、広報番組「こんにちは新宿区長です！」(20分番組)を年4本、個性あふれる地域の魅力をレポートし、新宿自慢の「地域力」を発信する広報番組「わたしのまち新宿」を年8本制作し、区内のケーブルテレビ局(JCNみなと新宿)で放送しています。

また、広報ビデオ(平成21年度まで制作)とともに、区ホームページ(YouTubeを利用)で動画配信しているほか、区政情報センター・中央図書館・四谷図書館でDVDを貸し出しています。

◆ 取組み状況 (新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について)

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	ロケ収録への切り替え・区民参加の番組作り	<p>まちの魅力を視覚的かつ効果的に伝えるため、庁舎内での収録を止め、原則として地域に出向いて収録する方法に変更しました。</p> <p>区職員による事業紹介を中心に構成していましたが、平成23年度以降は、区民や区政にご協力いただいている著名人やまちで活動する区民等にもご出演いただき、身近で親しみやすい番組作りを進めています。</p> <p>視覚的にわかりやすいロケ収録を基本とするとともに、対談なども取り入れながら、視聴者に伝わりやすい内容となるよう心掛けています。また、障害者等に配慮し、字幕付きで制作しています。</p>
2	視聴者数の拡大	<p>電波障害対策の終了などでケーブルテレビ加入者数が減少傾向にあるため、より多くの方が番組を視聴できるよう、平成25年4月から、YouTubeを活用した動画配信を実施しています。新宿クリエイターズ・フェスタを特集した番組の再生回数が1,000回を超えるなど、幅広い世代の方に視聴していただいています。</p> <p>番組テーマは区政の旬な話題を選ぶとともに、区民が知りたい情報を優先しています。東日本大震災以降は、区民の不安に迅速かつ的確に対応するため、安全安心の確保につながる情報の提供を優先して制作しました。</p>
3	放送枠の拡大	<p>一つ一つのテーマを掘り下げて伝えるため、平成24年度から、放送時間を15分から20分に変更しました。さらに平成26年度からは、制作本数を4本から12本に増やすことで年間を通した放送枠を確保しています。</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.4

◆ 関連する条例・制度等の名称

新宿区情報公開条例

◆ 関連条文

1	第5条	区民の権利等 ①区政に関する情報を知る権利
2	第12条	区の行政機関の責務 ②区民への説明責任
3	第15条	情報公開 ①情報公開制度

◆ 制度・事業の概要

区では、様々な情報を収集し、保存し、発信や提供をしています。その区が保有する情報については、区民の知る権利を保障し、区の説明責任を全うするために、条例により取扱いのルールを定め、積極的に公開・提供をしています。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	情報公開制度における透明性及び区民ニーズ把握の視点	<p>より透明度の高い行政運営を図るため、公文書公開請求権者の範囲を「区民等」から「何人」へと拡大するよう、情報公開条例の一部改正(平成25年7月施行)を行いました。</p> <p>さらに、公文書公開制度をより利用しやすいものとするため、「公文書公開請求方法の拡大」【電子申請サービス・FAX】及び「公文書公開方法の拡大」【光ディスク(CD-R)の交付】を行いました。</p> <p>また、公文書公開決定等の不服申立て内容を審査する情報公開・個人情報保護審査会での審議内容などにより、公開請求を行う区民の意向を十分把握し、区民ニーズに的確かつ迅速に対応しています。</p>
2	公文書公開請求等の状況	<p>平成23年度から平成25年度までの実施機関別件数 ※ 別紙のとおり</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票（新宿区情報公開条例）
 検証No.4 別紙資料（公文書公開請求等の状況）

1 平成23年度

実施機関	件数		公開決定等件数						
	請求・申出件数 ()内は任意公開申出件数で内数		全部公開	部分公開	非公開			却下	未決定
	23年度分	22年度分			非公開情報	不存在	存否応答拒否		
区長	119(85)		39	73		4		3	
教育委員会	20(9)		12	7		1			
選挙管理委員会	2(1)			2					
監査委員	1(1)					1			
議会	3(2)		1	1		1			
合計	145(98)		52	83		7		3	

2 平成24年度

実施機関	件数		公開決定等件数						
	請求・申出件数 ()内は任意公開申出件数で内数		全部公開	部分公開	非公開			却下	未決定・取下げ
	24年度分	23年度分			非公開情報	不存在	存否応答拒否		
区長	219(92)	2	84	113	2	16		1	5
教育委員会	27(8)		11	8	1	7			
選挙管理委員会	4(1)			3		1			
監査委員	2(1)			1		1			
議会	3(1)		1	1		1			
合計	255(103)	2	96	126	3	26		1	5

3 平成25年度

実施機関	件数		公開決定等件数						
	請求・申出件数 ()内は任意公開申出件数で内数		全部公開	部分公開	非公開			却下	未決定・取下げ
	25年度分	24年度分			非公開情報	不存在	存否応答拒否		
区長	214(29)	5(4)	57	139	2	20	0	0	1
教育委員会	10(1)	0	4	5	0	1	0	0	0
選挙管理委員会	4	0	3	0	0	1	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	4	0	1	2	0	1	0	0	0
合計	232(30)	5(4)	65	146	2	23	0	0	1

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.5

◆ 関連する条例・制度等の名称

新宿区個人情報保護条例

◆ 関連条文

1	第12条	区の行政機関の責務 ②区民への説明責任
2	第16条	個人情報保護 ②個人情報保護制度
3		

◆ 制度・事業の概要

区では、様々な情報を収集し、保存し、発信や提供をしています。その情報には、個人情報も含まれています。そのため、条例により区における個人情報の取扱いのルールを定めるとともに、区民に自己の情報について開示する権利を明らかにし、基本的人権を擁護していきます。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	個人情報保護制度における区民ニーズ把握の視点	<p>新宿区自治基本条例の制定を踏まえ、個人情報をより適切に管理するため、各課長及び庶務担当係長向けの研修や実務者向けの説明会を実施し、あらゆる職層を対象にして個人情報事故対応などの事例検討を重点的に行いました。</p> <p>さらに、自己情報開示精度をより利用しやすいものとするため、「自己情報開示方法の拡大」【光ディスク(CD-R)の交付】を行いました。</p> <p>区の個人情報の取扱いを審議する情報公開・個人情報保護審議会については、議事資料などを区ホームページに掲載し、区民に広く周知することにより、透明性を図っています。</p> <p>また、情報公開・個人情報保護審議会委員として、公募区民2名を委嘱しています。審議会における審議では、公募区民委員から様々なご意見をいただき、個人情報の取扱い内容に反映しています。</p>
2	自己情報開示請求の状況	<p>平成23年度から平成25年度までの実施機関別件数 ※ 別紙のとおり</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票（新宿区個人情報保護条例）
 検証No.5 別紙資料（自己情報開示請求の状況）

1 平成23年度

件数 実施機関	請求件数		開示決定等件数						
	23年度分	22年度分	全部開示	一部開示	非開示			却下	未決定・取下げ
					非開示情報	不存在	応答拒否		
区長	105	1	40	32	1	29			4
教育委員会	2		1			1			
選挙管理委員会									
監査委員									
議会									
合計	107	1	41	32	1	30			4

2 平成24年度

件数 実施機関	請求件数		開示決定等件数						
	24年度分	23年度分	全部開示	一部開示	非開示			却下	未決定・取下げ
					非開示情報	不存在	存否 応答拒否		
区長	99	2	49	27		25			
教育委員会	3		2	1					
選挙管理委員会									
監査委員									
議会									
合計	102	2	51	28		25			

3 平成25年度

件数 実施機関	請求件数		開示決定等件数						
	25年度分	24年度分	全部開示	一部開示	非開示			却下	未決定・取下げ
					非開示情報	不存在	存否 応答拒否		
区長	107	0	56	25	0	26	0	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	108	0	57	25	0	26	0	0	0

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.6-①

◆ 関連する条例・制度等の名称

組織の整備(組織改正)

◆ 関連条文

1	第14条	区政運営の原則 ⑤組織の整備
2		
3		

◆ 制度・事業の概要

多様な区政課題に的確に対応し、より効果的、かつ効率的な行政運営を行うため、組織改正などにより組織体制を整備することで、区民サービスの向上を図っています。

また、再任用職員の活用や、指定管理者制度の導入、業務の委託化等により、職員数の削減を図り、定員の適正化に努めています。

◆ 取組み状況 (新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について)

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	組織改正	<p>平成26年度の組織改正では、消費税増税に伴う給付措置、子ども子育て支援に係る新制度や新宿駅周辺のまちづくり等、区政の重点課題への体制整備を行いました。</p> <p>また、過去には、平成20年度組織改正において、基本構想・総合計画の受け皿となる施策や事業の再構築にあわせて、子ども家庭部や新宿区自治創造研究所を設置するなど、大幅な組織改正を行うことによって、新たな行政需要に対応しつつ、区民サービスの向上を図ってきました。</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.6-②

◆ 関連する条例・制度等の名称

新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

◆ 関連条文

1	第14条	区政運営の原則 ⑤組織の整備
2		
3		

◆ 制度・事業の概要

任命権者から、毎年、区長に対して、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告します。その報告を取りまとめ、その概要を公表します

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	人事行政の運営状況の公表	平成16年6月の地方公務員法の一部を改正する法律により、平成17年4月に「新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第10号)」を施行し、毎年11月末までに公表を行っています。
2	人事行政における透明性	人事行政の運営状況の公表における透明性の確保については、総務部人事課、区役所1階区政情報コーナー及び区立図書館の各館で閲覧、広報誌への掲載及び新宿区のホームページへの掲載など広く周知しています。
3	人事行政の運営状況の公表の効果性及び効率性	平成18年度から一部の公表内容について、前年度比較の数値を記載し、平成20年度からは前年度比較数値を増やしました。また、グラフを多用して視覚的にも公表内容の向上を図っています。

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.7

◆ 関連する条例・制度等の名称

新宿区公益保護のための通報に関する条例

◆ 関連条文

1	第13条	職員の責務 ①公益保護
2		
3		

◆ 制度・事業の概要

区では、法令・条例等に違反し区の公益を害する通報の仕組みを定め、公益を害する事実の早期発見、早期是正を図り、区民生活の安定及び健全な区政運営を図っています。通報は、第三者機関である「新宿区公益保護委員(弁護士3名)」が受け付け、処理します。

◆ 取組み状況 (新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について)

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	公益通報制度の普及啓発、理解促進	<p>公益通報制度をより多くの方々に理解してもらうよう区広報への掲載や、制度を詳しく紹介するパンフレット、通報先の案内リーフレットを作成、配布し、普及啓発を行っています。</p> <p>受託事業者にも法令遵守を徹底するよう、区の事業を受託する事業者と交わす契約書には、公益通報に関する特記事項を添付するようにしています。</p> <p>区職員を対象に新宿区公益保護委員が講師となって研修を実施し、制度の理解を深めています。</p>
2	通報受付の態勢	<p>通報は、新宿区公益保護委員が電話、FAX、電子メールにより受け付けています。委員に直接、通報、相談できるように、月1回、区役所において相談窓口を設けています。</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.8

◆ 関連する条例・制度等の名称

新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例

◆ 関連条文

1	第13条	職員の責務 ②法令遵守
2		
3		

◆ 制度・事業の概要

区では、職員が区民の信頼を裏切ることなく公正かつ公平に職務を遂行していくため、その守るべき規準として「職員の公正な職務遂行のための行動規準」を定めています。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	行動規準の普及啓発	<p>職員の公正な職務遂行のための行動規準を広く理解してもらえるよう制度の仕組みを詳しく紹介するパンフレットを作成、配布し、普及啓発を行っています。</p> <p>受託事業者にも法令遵守を徹底するよう、区の事業を受託する事業者と交わす契約書には、行動規準に関する特記事項を添付するようにしています。</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.9

◆ 関連する条例・制度等の名称

新宿区職員のサービスの宣誓に関する条例

◆ 関連条文

1	第13条	職員の責務 ③公正・公平な職務遂行
2		
3		

◆ 制度・事業の概要

地方公務員法第31条は、「職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。」と規定しています。同規定を受け、区では新宿区職員のサービスの宣誓に関する条例を定めていて、職員は、「全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」とある宣誓書に署名してからでなければ、職務を行うことはできません。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	宣誓書への署名と入区式でのサービスの宣誓	新宿区自治基本条例の制定に合わせて、宣誓書の文言の中に同条例を遵守することを盛り込みました。職員となった者は、その宣誓書に署名すると共に、入区式でサービスの宣誓を行います。
2	サービスに関する研修の実施	地方公務員法に定められた地方公務員が守るべき義務や規律について、新任研修や公務員倫理研修等を実施する中で、知識の習得及び意識の向上を図り、区民の信頼に応えられる職員の育成に努めています。

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.10-①

◆ 関連する条例・制度等の名称

職員向け講演会等の実施

◆ 関連条文

		職員の責務
1	第13条	④職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上
2		

◆ 制度・事業の概要

分権改革が進む中、新宿区職員には、自らの知恵と工夫で地域の特性や実情を踏まえた政策を創り出していく「政策形成能力」のより一層の向上が求められます。そこで、新宿自治創造研究所のアドバイザーや様々な分野の外部講師を招き、講演会や勉強会を行うことで、職員一人ひとりが知識を深め、政策形成能力を向上できるよう支援します。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	職員向け講演会の実施	<p>年2回、職員研修の一環として学識経験者等の外部講師を招き、行政課題や社会問題をテーマに職員向け講演会を実施します。</p> <p>25年度は、リスクマネジメントの専門家である大学院教授による自治体の防災情報戦略・危機管理に関する講演を7月に行い、57人の職員が参加しました。また、研究所アドバイザーであり家族社会学の専門家である大学教授による若者の自立支援に関する講演を12月に実施し、81人もの職員が参加しました。参加者へのアンケート結果によると、70～80%の満足度を得られ、専門家による示唆に富んだ講演会となったと言えます。</p>
2	SHIPSサロン(職員自主勉強会)の実施	<p>新宿自治創造研究所が事務局となり、研究所のアドバイザーのコーディネートのもと、職員による自主勉強会を企画・運営します。行政や社会の課題、新たなトレンドとなる様々なテーマについて、学識経験者、NPO、民間企業等の外部講師を招いた講演・意見交換やワークショップを行うもので、公務員の枠を超えた発想の仕方、ものの見方を学ぶことを目指します。</p> <p>25年度は、講演・意見交換を4回、ワークショップを2回開催し、毎回20人前後の職員が参加しました。終了後も講師を囲み、懇談するなど、職員の学ぶ意欲や向上心を高める内容となったと言えます。</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.10-②

◆ 関連する条例・制度等の名称

新宿区職員研修規程・特別区職員研修規則・地方公務員法第39条

◆ 関連条文

1	第13条	職員の責務 ④職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上
2	第14条	区政運営の原則 ⑥区民の意見把握
3	第14条	区政運営の原則 ⑨行政評価の実施と区政運営への適切な反映

◆ 制度・事業の概要

人材育成センターを開設し、区がめざす職員像の実現に向けて、民間研修機関の経験豊かなコンサルタントによる継続的な研修や、実務経験豊かな人材育成センター専任講師による基礎研修を実施しています。

また、新宿区人材育成基本方針に基づき、職員に必要となる能力や姿勢の根幹をなす力として、「基礎力」を心柱に据えるとともに、職員一人ひとりの資質向上に向け、区民の立場で考え、区民と協働し、職場や仕事を改善する職員の育成を行っています。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等																									
1 研修等実施状況	<p>民間コンサルタントを活用した自考・自律型職員研修や能力開発目標に応じて研修を選択できるステージ型研修、人材育成センター講師による必ず身につけておくべき知識・技能を学ぶ基本研修を実施しています。</p> <p>また、職員の学ぶ意欲や研究心を職員の能力向上につなげていくために、自己啓発(25年度実績 67人)の支援を行っています。</p> <p>さらに、専門性の向上や技術の継承等のために、特別区職員研修所等の共同研修を受講し、実践力の強化に努めています。</p> <p>25年度実績(規模・種類)</p> <table border="1"> <tr> <td>ア 区研修</td> <td>10区分</td> <td>164回</td> <td>3,760人</td> <td>215日</td> </tr> <tr> <td>イ 4区合同研修</td> <td>3区分</td> <td>14回</td> <td>98人</td> <td>19日</td> </tr> <tr> <td>ウ 特別区共同研修</td> <td>10区分</td> <td>143回</td> <td>818人</td> <td>257日</td> </tr> <tr> <td>エ 清掃研修</td> <td>2区分</td> <td>12回</td> <td>189人</td> <td>25日</td> </tr> <tr> <td>オ その他研修</td> <td>1区分</td> <td>40回</td> <td>73人</td> <td>90日</td> </tr> </table>	ア 区研修	10区分	164回	3,760人	215日	イ 4区合同研修	3区分	14回	98人	19日	ウ 特別区共同研修	10区分	143回	818人	257日	エ 清掃研修	2区分	12回	189人	25日	オ その他研修	1区分	40回	73人	90日
ア 区研修	10区分	164回	3,760人	215日																						
イ 4区合同研修	3区分	14回	98人	19日																						
ウ 特別区共同研修	10区分	143回	818人	257日																						
エ 清掃研修	2区分	12回	189人	25日																						
オ その他研修	1区分	40回	73人	90日																						
2 職員の対応における区民ニーズの把握の視点	<p>好感度一番の新宿区の実現に向けて、窓口対応等の接遇の向上を図るために、区政モニターの集計結果を指標として、区民の意向を十分に把握し、接遇研修を実施しています。</p> <p>また、職員マナーブックを継続的に活用し、職員を育成する職場環境を整えています。</p>																									
3 行政評価による事業改善	<p>職員の能力開発や育成を推し進めるにあたって、人材育成センターが担う役割は大きいとの評価意見を得ています。</p> <p>区では、民間の人材開発のノウハウも導入しながら、研修をはじめOJT支援、自己啓発支援などを行うために、研修カリキュラムの充実を図っています。</p> <p>その上で、人材育成センターを分権時代を担う区職員の育成拠点として運営を行い、新宿区版ハンドブック「仕事のための基礎知識」等を活用した研修を実施し、職員の意識改革・能力の向上を図っています。</p>																									

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.11

◆ 関連する条例・制度等の名称

行政評価制度

◆ 関連条文

1	第14条	区政運営の原則 ⑨行政評価の実施と区政運営への適切な反映
2		
3		

◆ 制度・事業の概要

区の施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすため、行政評価を実施しています。

評価にあたっては、区が行う内部評価に加え、外部評価の仕組みを取り入れ、より客観性・透明性の高い評価を行っています。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1 内部評価	<p>効率的で質の高い行政サービスを実現していくためには、限られた行政資源を有効活用し、公共サービスのあり方を見直していくことが必要であり、その仕組みとして、区では平成13年度から内部評価を実施しています。</p> <p>内部評価では、行政活動を「計画」・「実行」・「評価」・「見直し」といったサイクルの中で捉え、区が行っている施策及び事業の実績や成果を客観的に分析して現状を把握し、社会情勢や環境の変化を踏まえた区民ニーズへの適用を検証しています。そのうえで、事業の見直しの考え方や方向性を明らかにし、その結果を公表することで、行政としての説明責任を果たし、区政の透明性の向上を図っています。</p> <p>また、内部評価の過程を通じて、時代にあった自治体経営の感覚を磨くとともに、区民の視点に立ってわかりやすく説明することで、職員の意識改革を図っています。</p>
2 外部評価	<p>外部評価委員会は、平成20年からの総合計画や実行計画などの進行管理を行うため、平成19年度に、区長の附属機関として設置しました。委員会は、学識経験者3名、公募による区民6名、区内各種団体の構成員6名で構成しており、区民の行政評価に対する参画の機会を確保しています。</p> <p>委員会による外部評価は、区が自己評価した内部評価結果を区民の視点から評価することにより、行政評価の客観性・透明性を高めています。</p> <p>外部評価結果は区長に報告され、区長はその結果を公表しています。</p>
3 区の総合判断	<p>内部評価結果及び外部評価結果を踏まえ、行政委員会とも意見を調整したうえで総合判断を行い、予算編成や計画事業のローリングに反映します。</p> <p>また、この総合判断を公表することで、行政としての説明責任を果たし、区政の透明性を向上させています。</p>
4 行政評価制度	<p>上記のとおり、内部評価、外部評価により、区民視点でわかりやすく、区民の区政参加を確保した行政評価の実施に努めるとともに、この評価の仕組みを日常の業務マネジメントに組み込み、事業の見直しにつなげています。</p> <p>また、その評価結果を踏まえ、総合的に判断し、事業のあり方等の考え方を明らかにして、区政運営に反映していることから、区は行政評価制度により、自治基本条例第14条の「⑨行政評価の実施と区政運営への適切な反映」に適した取組を行っています。</p> <p>※第二次実行計画期間(平成24年度から平成26年度まで)の実績は別紙のとおり</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票（行政評価制度）

検証No.11 別紙資料(内部評価結果)

【平成24年度】

行政評価には、区が実施している施策や事業を自己評価する内部評価と、その結果を区民の視点で評価する外部評価があります。

平成24年度は、第一次実行計画の最終年度評価のため、新宿区総合計画における25施策の個別目標と、23年度に実施した全ての計画事業（まちづくり編87事業、区政運営編44事業）のほか、新たに区が経常的に実施している事業（経常事業）72事業を内部評価しました。

また、その結果を踏まえ、外部評価は、計画事業（まちづくり編）87事業、計画事業（区政運営編）15事業及び経常事業36事業を評価しました。

● 内部評価結果

個別目標及び計画事業については、4つの視点（「サービスの負担と担い手」、「適切な目標設定」、「効果的・効率的な視点」、「目的（目標水準）の達成度」）及び「総合評価」から評価し、個別目標は「24年度以降の方針」、計画事業は「事業の方向性」を示しています。

※ 総合評価： 計画以上=A、計画どおり=B、計画以下=C

※ 24年度以降の方針： 継続、改善、縮小、拡大、統合、その他

※ 事業の方向性： 継続：現状のまま継続、改善：手段改善、縮小：事業縮小、拡大：事業拡大、統合：事業統合、廃止：事業廃止、休止：事業休止、終了：事業終了、その他

また、経常事業についても、計画事業とは異なる視点（経常事業Aは、「サービスの負担と担い手」、「手段の妥当性」、「効果的・効率的」、「目的又は実績の評価」、経常事業Bは「予算事業の総括」、「有効性」、「効率性」）及び「総合評価」から評価し、「事業の方向性」を示しています。

※ 総合評価： 適切、改善が必要

※ 事業の方向性： 継続：現状のまま継続、拡大：事業拡大、縮小：事業縮小、統合：事業統合、完了：事業完了、事業休止、事業廃止、手段改善、その他

24年度の個別目標、計画事業、経常事業の「総合評価」と「24年度以降の方針」又は「事業の方向性」の内部評価結果は以下のとおりです。

個別目標(まちづくり編)

評価	24年度以降の方針						計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	その他	
計画以上 =A	0	0	0	1	0	0	1
計画どおり=B	15	2	0	1	0	0	18
計画以下 =C	0	0	0	0	0	1	1
計	15	2	0	2	0	1	20

個別目標(区政運営編)

評価	24年度以降の方針						計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	その他	
計画以上 =A	0	0	0	0	0	0	0
計画どおり=B	3	2	0	0	0	0	5
計画以下 =C	0	0	0	0	0	0	0
計	3	2	0	0	0	0	5

計画事業(まちづくり編)

評価	事業の方向性									計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	終了	廃止	休止	その他	
計画以上 =A	2	0	0	1	0	0	0	0	0	3
計画どおり=B	46	14	0	9	5	2	0	0	1	77
計画以下 =C	4	2	0	0	0	0	0	0	1	7
計	52	16	0	10	5	2	0	0	2	87

計画事業(区政運営編)

評価	事業の方向性									計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	終了	廃止	休止	その他	
計画以上 =A	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計画どおり=B	28	4	0	1	1	7	0	0	0	41
計画以下 =C	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	30	5	0	1	1	7	0	0	0	44

経常事業

評価	事業の方向性									計
	継続	拡大	縮小	統合	完了	事業休止	事業廃止	手段改善	その他	
適切	57	3	0	0	0	0	0	1	0	61
改善が必要	3	0	2	1	0	0	0	3	2	11
計	60	3	2	1	0	0	0	4	2	72

● 外部評価結果

外部評価は、内部評価した4つの視点（個別目標及び計画事業は、「サービスの負担と担い手」、「適切な目標設定」、「効果的・効率的な視点」、「目的（目標水準）の達成度」、経常事業Aは、「サービスの負担と担い手」、「手段の妥当性」、「効果的・効率的」、「目的又は実績の評価」）、「総合評価」及び「事業の方向性」の項目ごとに評価しています。

※ 評価区分 適当である、適当でない

24年度の外部評価結果は以下のとおりです。

計画事業(まちづくり編)

評価項目 評価区分	サービスの 負担と担い 手	適切な目 標設定	効果的効 率的な視 点	目的(目標 水準)の達 成度	総合評価	事業の 方向性
適当である	87	81	83	86	83	86
適当でない	0	6	4	1	4	1

計画事業(区政運営編)

評価項目 評価区分	サービスの 負担と担い 手	適切な目 標設定	効果的効 率的な視 点	目的(目標 水準)の達 成度	総合評価	事業の 方向性
適当である	15	15	15	15	15	15
適当でない	0	0	0	0	0	0

経常事業

評価項目 評価区分	サービスの 負担と担い 手	手段の 妥当性	効果的 効率的	目的又は 実績の評 価	総合評価	事業の 方向性
適当である	36	35	33	32	33	32
適当でない	0	1	3	4	3	4

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票（行政評価制度）

検証No.11 別紙資料(内部評価結果)

【平成25年度】

行政評価には、区が実施している施策や事業を自己評価する内部評価と、その結果を区民の視点で評価する外部評価があります。

平成25年度は、第二次実行計画の初年度である24年度に実施した、計画事業（まちづくり編）83事業、計画事業（区政運営編）32事業及び経常事業124事業を内部評価し、経常事業評価の対象事業について事業別行政コスト計算書を作成しました。

また、その結果を踏まえ、外部評価は、計画事業（まちづくり編）41事業及び経常事業69事業を評価しました。

● 内部評価結果

計画事業については、4つの視点（「サービスの負担と担い手」、「適切な目標設定」、「効果的・効率的な視点」、「目的（目標水準）の達成度」）及び「総合評価」から評価し、「事業の方向性」を示しています。

※ 総合評価： 計画以上=A、計画どおり=B、計画以下=C

※ 事業の方向性： 継続：現状のまま継続、改善：手段改善、縮小：事業縮小、拡大：事業拡大、統合：事業統合、廃止、休止、終了、その他

また、経常事業についても、計画事業とは異なる視点（経常事業Ⅰは、「サービスの負担と担い手」、「手段の妥当性」、「効果的・効率的」、「目的又は実績の評価」、経常事業Ⅱは「予算事業の総括」、「有効性」、「効率性」）及び「総合評価」から評価し、「事業の方向性」を示しています。

※ 総合評価： 適切、改善が必要

※ 事業の方向性： 継続：現状のまま継続、拡大：事業拡大、縮小：事業縮小、統合：事業統合、完了：事業完了、休止：事業休止、廃止：事業廃止

25年度の計画事業、経常事業の「総合評価」と「事業の方向性」の内部評価結果は以下のとおりです。

計画事業(まちづくり編)

評価	事業の方向性									計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	廃止	休止	終了	その他	
計画以上 =A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画どおり=B	64	4	0	7	0	0	0	0	0	75
計画以下 =C	3	4	0	1	0	0	0	0	0	8
計	67	8	0	8	0	0	0	0	0	83

計画事業(区政運営編)

評価	事業の方向性									計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	廃止	休止	終了	その他	
計画以上 =A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画どおり=B	28	0	0	0	0	0	0	3	1	32
計画以下 =C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	28	0	0	0	0	0	0	3	1	32

経常事業

評価	事業の方向性							計
	継続	拡大	縮小	統合	完了	休止	廃止	
適切	117	3	0	0	0	0	0	120
改善が必要	3	0	0	1	0	0	0	4
計	120	3	0	1	0	0	0	124

● 外部評価結果

外部評価は、内部評価した4つの視点（計画事業は、「サービスの負担と担い手」、「適切な目標設定」、「効果的・効率的な視点」、「目的（目標水準）の達成度」、経常事業Ⅰは、「サービスの負担と担い手」、「手段の妥当性」、「効果的・効率的」、「目的又は実績の評価」）、「総合評価」及び「事業の方向性」の項目ごとに評価しています。

※ 評価区分 適当である、適当でない

25年度の外部評価結果は以下のとおりです。

計画事業

評価項目 評価区分	サービスの 負担と担い 手	適切な目 標設定	効果的効 率的な視 点	目的(目標 水準)の達 成度	総合評価	事業の 方向性
適当である	41	36	41	38	39	39
適当でない	0	5	0	3	2	2

経常事業

評価項目 評価区分	サービスの 負担と担い 手	手段の 妥当性	効果的 効率的	目的又は 実績の評 価	総合評価	事業の 方向性
適当である	69	66	64	66	68	68
適当でない	0	3	5	3	1	1

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票（行政評価制度）

検証No.11 別紙資料(内部評価結果)

【平成26年度】

行政評価には、区が実施している施策や事業を自己評価する内部評価と、その結果を区民の視点で評価する外部評価があります。

平成26年度は、第二次実行計画の二年目である25年度に実施した、計画事業（まちづくり編）82事業、計画事業（区政運営編）29事業及び経常事業137事業を内部評価し、経常事業評価の対象事業について事業別行政コスト計算書を作成しました。

また、その結果を踏まえ、外部評価は、計画事業（まちづくり編）42事業及び経常事業57事業を評価しました。

● 内部評価結果

計画事業については、4つの視点（「サービスの負担と担い手」、「適切な目標設定」、「効果的・効率的な視点」、「目的（目標水準）の達成度」）及び「総合評価」から評価し、「事業の方向性」を示しています。

※ 総合評価： 計画以上=A、計画どおり=B、計画以下=C

※ 事業の方向性： 継続：現状のまま継続、改善：手段改善、縮小：事業縮小、拡大：事業拡大、統合：事業統合、廃止、休止、終了、その他

また、経常事業についても、計画事業とは異なる視点（経常事業Ⅰは、「サービスの負担と担い手」、「手段の妥当性」、「効果的・効率的」、「目的又は実績の評価」、経常事業Ⅱは「予算事業の総括」、「有効性」、「効率性」）及び「総合評価」から評価し、「事業の方向性」を示しています。

※ 総合評価： 適切、改善が必要

※ 事業の方向性： 継続：現状のまま継続、拡大：事業拡大、縮小：事業縮小、統合：事業統合、手段改善、完了：事業完了、事業休止、事業廃止、その他

26年度の計画事業、経常事業の「総合評価」と「事業の方向性」の内部評価結果は以下のとおりです。

計画事業(まちづくり編)

評価	事業の方向性									計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	廃止	休止	終了	その他	
計画以上 =A	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計画どおり=B	63	2	0	5	0	0	0	3	0	73
計画以下 =C	4	3	0	1	0	0	0	0	0	8
計	68	5	0	6	0	0	0	3	0	82

計画事業(区政運営編)

評価	事業の方向性									計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	廃止	休止	終了	その他	
計画以上 =A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画どおり=B	23	1	0	0	0	0	0	5	0	29
計画以下 =C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	23	1	0	0	0	0	0	5	0	29

経常事業

評価	事業の方向性									計
	継続	拡大	縮小	統合	改善	完了	休止	廃止	その他	
適切	123	3	1	0	4	0	0	0	0	131
改善が必要	0	0	0	1	5	0	0	0	0	6
計	123	3	1	1	9	0	0	0	0	137

※ 外部評価については、現在、新宿区外部評価委員会において、外部評価結果のとりまとめを行っています。

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.12

◆ 関連する条例・制度等の名称

財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立

◆ 関連条文

1	第14条	区政運営の原則 ①財政の健全化
2		
3		

◆ 制度・事業の概要

実行計画にもとづく事務事業の見直し、行政評価制度の活用等による効果的・効率的な行財政運営の確保等に取り組むとともに、区有財産の有効活用による歳入の確保、特別区民税の滞納対策や国民健康保険のコンビニ収納などの増収対策、税外収入確保の取組みなど財政基盤の確立を図っています。

また、公共施設整備などに必要な財源として基金や起債の活用、公債費負担の平準化など財源対策、施設等の中長期修繕計画や長寿命化計画に基づく計画的な改修等を行っています。

平成26年度の予算編成にあたっては実行計画の推進と直面する区政課題への取組み、徹底した経費削減及び中長期的に健全な財政運営に努めることを基本方針とし、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に取り組まれました。

平成27年度予算は、実行計画の達成と社会経済情勢への機動的かつ確かな対応、歳入確保及び行政評価・決算実績に基づく、徹底した経費削減により安定した財政基盤の確立に努めることを基本方針とし、編成作業を進めています。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1 事務事業の見直しと財政基盤の強化に向けた取組み（平成26年度予算編成）	<p>行政評価・決算分析に基づく重点的・効果的財源配分</p> <p>○行政評価結果の反映</p> <p>行政評価による施策の充実・見直し・再構築を進め、予算に的確に反映させ、区が取り組むべき課題に財源を重点的に振り向け、より実効性の高い施策を構築するための取組みを進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度内部評価結果（計画事業まちづくり編83事業・区政運営編32事業）及び外部評価結果（まちづくり編41事業） ・24年度から本格実施となった経常評価事業の内部評価結果（124事業）及び外部評価結果（69事業） <p>○事務事業の見直し △2,259百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算不用額精査、実行計画による事務事業の見直し、区有財産の有効活用による歳入確保、その他事業見直し等 <p>財政基盤強化</p> <p>○効果的、効率的な行財政運営の確保 5事業 207万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の適正化（ジェネリック医薬品の使用促進） <p>○増収対策（特別区民税及び国民健康保険料等） 93百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理支援システムの運用、コンビニ収納等の活用他
2 財源対策（平成26年度予算編成）	<p>財源対策</p> <p>○基金の有効活用（取崩）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本等整備基金 697百万円 ・義務教育施設設備等次世代育成環境整備基金 1,321百万円 ・減債基金 1,000百万円 他 <p>○起債の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設整備などに必要な財源として特別区債を発行 1,573百万円 ・公債費負担の平準化のため、借換債を活用 890百万円

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.13-①

◆ 関連する条例・制度等の名称

新宿区財政状況の公表に関する条例

◆ 関連条文

1	第14条	区政運営の原則 ②区の財政状況の公表
2	第12条	区の行政機関の責務 ②区民への説明責任
3	第5条	区民の権利等 ①区政運営に関する情報を知る権利

◆ 制度・事業の概要

新宿区では毎年2回(6月・12月)、「新宿区財政事情」について区民の皆様にお知らせするため、条例に基づき告示として掲示場に掲示するとともに、区広報紙にその概略を公表しています。(条例に基づく公表は、地方自治法第243条の3に規定されているもので、毎年2回以上行わなければならないものです。)

また、20年度以降は、自治体の財政状況を早期に把握し、破綻を防ぐことを目的に制定された「地方公共団体の健全化に関する法律」において、自治体の財政の健全度を測る指標(健全化判断比率)についても、議会(9月議会)での決算認定後、決算の概要とともに、10月の区広報紙で公表を行っています。

◆ 取組み状況 (新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について)

項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1 財政事情の公表	<p>「新宿区財政状況の公表に関する条例」に基づき、毎年6月及び12月に財政状況の公表を行っています。公表事項としては、6月では前年10月1日から同年3月31日までの、また、12月の公表では、同年4月1日から同年9月30日までの、歳入歳出予算の執行状況、区民負担の概況、及び財産、公債等の現在高などの状況を明らかにしています。その概要については区広報紙(6月・12月)に掲載しています。</p> <p>また、平成20年度以降は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、自治体財政の健全度を測る健全化判断比率について、毎年度、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、決算の概要と合わせて、区広報等で公表を行っています。</p>
2 財政白書の作成	<p>区政の現状と課題について、わかりやすくお示するとともに、今後の財政運営についての議論をしていただく資料として、平成13年度より「新宿区の財政について—新宿区財政白書—」を発行しています。</p> <p>「新宿区の財政について」は、これまでの普通会計決算のデータから、区財政の推移と現状を中心に説明を行うとともに、平成20年度からは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率についても、あわせて公表を行っています。</p> <p>平成23年度決算からは、総務省基準モデルに準拠した財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)を掲載しており、24年度決算に基づく財務諸表では、新たに前年度比較分析を行うなど、内容の充実にも努めています。</p> <p>作成公表する時期についても、平成21年度から、それまでの12月から10月に変更し、区議会での決算認定後、速やかな公表にも取り組んでいます。</p>
3 財務書類作成システムの運用	<p>複式簿記の考え方に基づく決算の分析を行い、区の資産と負債についての評価のしくみなど、わかりやすく包括的な区財政情報の開示を行い、区政の透明性を高めることを目的に、平成22・23年度に総務省基準モデルに基づく財務書類作成システムの導入に取り組んできました。</p> <p>これまで区では、総務省方式と言われる会計モデルで、平成11年度決算から、貸借対照表等の作成を行ってきました。総務省方式は、ほとんどの項目が決算統計と言われる過去の現金収支ベースでの数値を積上げるため、簡便に作成できる反面、精緻さに欠けるとの指摘もあり、国においては、平成19年度に「基準モデル」と「総務省改定モデル」の2つのモデルを提示しました。平成21・22年度は、「総務省改定モデル」での財務諸表の作成公表を行い、財務書類作成システム導入後の平成23年度からは、基準モデルに基づく財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支報告書)の作成公表を行っています。</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.13-②

◆ 関連する条例・制度等の名称

予算編成の情報公開

◆ 関連条文

1	第14条	区政運営の原則 ②区の財政状況の公表
2	第12条	区の行政機関の責務 ②区民への説明責任
3	第5条	区民の権利等 ①区政運営に関する情報を知る権利

◆ 制度・事業の概要

新宿区では、区政運営の透明性を確保し、区民の皆様からの区政運営への関心を持っていただくことを目的に、平成16年度から主要な事業の予算見積(毎年11月に公表)とその査定結果(毎年2月)を公表しています。主要事業の概要については、ホームページに掲出するとともに、その概要を区広報紙にも掲載しています。

◆ 取組み状況 (新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について)

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	予算編成過程の情報公開	<p>予算の編成方針を毎年、9月に新宿区各部局に発出しています。(その内容についてはホームページにも掲出)例年11月に編成方針を受け、各部局から提出された主要事業の見積りの概要について、区広報及びホームページで、区民の皆様へ情報公開しています。また、予算原案が作成される2月には、その査定内容についても、公開しています。公開となる事業については、予算編成過程の情報公開がはじまった平成16年度(17年度主要事業15本)から比べると、平成25年度では約10倍(26年度全実行計画事業154本)となっています。</p>
2	予算概要の作成	<p>区の行財政運営の取組みについて、わかりやすくお示しすることを目的に、平成8年度から、翌年度当初予算の概要を作成し、公表を行っています。議会で審議される予算案について、例年2月に、その概要と主要事業の内容を公表しています。</p> <p>また、平成23年度からは、年度途中で行われる補正予算についても、議案送付と同時に、その概要を作成し、ホームページで掲出するなどの改善を行っています。</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.14

◆ 関連する条例・制度等の名称

多文化共生のまちづくり

◆ 関連条文

1	第24条	国際社会との関係 ①国際社会との相互理解及び協調
2		
3		

◆ 制度・事業の概要

新宿区における外国人住民の割合は人口の10%を超え、国籍数においては120ヶ国以上にのぼります。区では、多様性を認め合う多文化共生社会の実現をめざし、日本語学習の支援・外国人相談窓口の運営・外国人への情報提供など、様々な多文化共生施策を行っています。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	日本語学習の支援	外国人住民が地域で安定した生活を送るための入門・初級レベルの日本語教室を実施しています。 【内容】 ・新宿区日本語教室 しんじゅく多文化共生プラザを含む区内10ヵ所12教室 参加人数:24年度560人、25年度574人 ・日本語学習コーナー(しんじゅく多文化共生プラザ内)の設置 ・新宿日本語ネットワーク 週4回しんじゅく多文化共生プラザでのレベル別の日本語指導 ・夜の子ども日本語教室 外国にルーツを持つ子どもを対象とした日本語学習支援 上記の実施には多くの区民ボランティアに協力を頂いており、区民参加・協働の観点からも適切に行われています。
2	外国人相談窓口の運営	外国人住民の生活不安等を取り除くために、多言語による相談窓口を設置しています。 【内容】 ・外国人相談窓口(区役所本庁舎1階) 対応言語:英語・中国語・韓国語 ・外国人相談コーナー(しんじゅく多文化共生プラザ) 対応言語:英語・中国語・韓国語・タイ語・ミャンマー語・ネパール語 相談件数:24年度/5,486件、25年度/4,944件 平成25年度は外国人相談窓口の開設時間の延長を行うなど、多様な外国人住民のニーズを捉え、積極的にサービスの向上を図っています。
3	外国人への情報提供	外国人向け生活情報・行政情報を、平成21年度に策定した外国人への情報提供ガイドラインに基づき、4言語(日本語ルビつき、英語、中国語、ハングル)で提供しています。 【内容】 ・外国語広報紙「新宿ニュース」の発行(年4回発行) ・外国語生活情報紙の発行(年1回発行) ・外国語ホームページの運営(月2回更新) 外国人住民の生活に必要な情報をより入手しやすく提供するため、区施設のほか、外国人コミュニティや外国人支援団体等の協力により、積極的に配布場所を拡大しています。 今後は、行政からの一方的な情報提供にとどまらないよう、外国人住民の要望を踏まえ、必要とされる情報の把握に努めていきます。
4	新宿区多文化共生まちづくり会議の運営	多文化共生のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するために、平成24年9月に区長の附属機関として設置しました。 【内容】 第1期(平成24年9月～26年8月)の会議では、区長から諮問した「外国にルーツを持つ子どもの教育環境の向上」「災害時における外国人支援の仕組みづくり」について審議し、平成26年8月29日に区長に答申を報告しました。 引き続き、会議の意見を踏まえ、多文化共生のまちづくりを積極的に推進していきます。

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.15-①

◆ 関連する条例・制度等の名称

区民会議、区民討議会

◆ 関連条文

1	第14条	区政運営の原則 ⑦区民の区政への参加
2	第14条	区政運営の原則 ⑧協働の機会を提供
3		

◆ 制度・事業の概要

区では基本構想・総合計画の策定や、新宿区自治基本条例の制定、第二次実行計画の策定など、区の重要な条例や計画を策定するにあたっては、新宿区民会議や区民討議会を開催し、区民との参画と協働による計画づくりを推し進めています。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	新宿区民会議	<p>区は、基本構想・基本計画・都市マスタープランの策定にあたり、区民との参画と協働による計画づくりを行なうため、平成17年度に新宿区民会議を立ち上げました。新宿区民会議は、376名の公募区民委員と14名の学識委員の計390名で構成され、テーマごとの六つの分科会を中心に、基本構想や基本計画、都市マスタープランに盛り込むべき内容についての検討を行いました。</p> <p>区民会議は、平成18年2月に開催した中間発表会を経て、平成18年6月25日、約1年間の検討結果を提言書としてまとめ、区長へ提出しました。</p>
2	区民討議会(新宿区自治基本条例)	<p>区では自治基本条例の制定過程において、より多くの区民のみなさんの意見を聴くため「新宿区自治基本条例区民討議会」を公開で開催しました。</p> <p>区民討議会では「無作為抽出」した1500名程度の区民の方を対象に参加者を募り、検討連絡会議で取り組んでいる「自治基本条例骨子案」を中心に設定したいくつかのテーマについて、2日間討議をしていただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成22年6月19日(土)・20日(日) ・当日参加者数：57名(参加希望者156名・定数60名)
3	区民討議会(新宿区第二次実行計画)	<p>計画の策定過程では、日頃、区政に参加する機会の少ない区民(いわゆるサイレントマジョリティー)の皆さまから計画素案に掲げる事業に対する率直な意見を伺うため、計画事業について議論していただく「区民討議会」を実施しました。</p> <p>第二次実行計画素案に掲げる115の計画事業のうち、区民に身近または関心が高い事業等として、19の計画事業を討議対象事業としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日：平成23年10月22日(土)・23日(日) ・当日参加者数：55名(参加希望者94名・定数60名)

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.15-②

◆ 関連する条例・制度等の名称

NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進

◆ 関連条文

1	第14条	区政運営の原則 ⑦区民の区政への参加
2	第14条	区政運営の原則 ⑧協働の機会の提供
3		

◆ 制度・事業の概要

協働事業提案制度の実施を通じた区民参加を促進し、地域課題の解決を図り、協働支援会議において、協働事業推進のしくみを考え、多様な主体の参画による協働のまちづくりを進めていきます。

また、地域を支えるNPOや地域活動団体などの多様な主体との協働を促進するため、地域活動団体等の連携協力・情報交換の場として新宿NPO協働推進センターを開設し、運営しています。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	・協働事業提案制度	<p>NPOなどの地域活動団体からその専門性や柔軟性等を活かした事業の提案を公募し、協働支援会議委員を中心とした審査会が選定した事業を、当該団体と区が協働して実施します。</p> <p>平成18年度から開始した制度で、23年度までの6年間で98事業の提案があり、19事業を協働事業として実施しています。平成24年度は新規募集を休止し、NPO等へのアンケート調査や結果などを踏まえて、事業期間を2年間から原則3年に延ばす等、全面的な見直しを行いました。見直し後の平成25年度は8事業の提案があり、1事業が選定され、26年度から新たな協働事業として実施しています。また、26年度の募集においては14事業の提案があり、審査会で2事業が選定されています。（平成26年9月末）</p> <p>また、毎年、実施事業の評価を行い、地域課題の解決など、協働事業提案制度の実効性について検証を行っています。</p>
2	・協働支援会議	<p>NPO活動資金助成事業の審査や協働と参加を進めるためのしくみづくりについての検討を行うために平成16年に設置した会議体です。協働支援会議の構成は外部委員とし、公募区民枠を設けて区民の区政参加を図り、新宿区にふさわしい協働事業を推進しています。</p> <p>なお、協働支援会議の委員は、協働事業提案制度審査会や協働事業評価会の委員も兼ねています。</p> <p>【構成員】(全8名) 学識経験者1名、NPO2名、公募区民3名、事業者1名、新宿区社会福祉協議会1名</p> <p>【開催実績】 平成25年度：全7回 平成26年度：4回(平成26年9月末現在)</p>
3	・新宿NPO協働推進センター	<p>多様な主体の協働の取り組みによって地域課題を解決していく基盤づくりを支援する拠点として、平成25年4月に「新宿NPO協働推進センター」を開設しました。同センターでは、区内で社会貢献活動を行う団体を対象とした活動場所の提供の他、交流会や、講座、シンポジウムの開催、活動情報の収集と情報提供等を行い、多様な主体のネットワークづくりや、個々の団体の活動基盤強化の支援、社会貢献活動の普及啓発に取り組んでいます。平成26年9月末現在、利用登録団体数は132団体となりました。</p> <p>当施設の運営にあたっては、指定管理者制度を活用して協働の機会を確保しています。現在、公募により選定した区内NPO法人の集合体である新宿NPOネットワーク協議会を指定管理者として指定しています。また、開設後も利用団体による事業運営委員会を設置する等、利用者(区民)の参加の仕組みも導入しています。</p> <p>今後も、多様な主体の連携・協働を推進していくとともに、区民が区政に参加・協働していく下地づくり、きっかけづくり、活動支援に取り組んでいきます。</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.15-③

◆ 関連する条例・制度等の名称

区民参加によるまちづくりの推進

◆ 関連条文

1	第14条	区政運営の原則 ⑦区民の区政への参加
2	第14条	区政運営の原則 ⑧協働の機会を提供
3		

◆ 制度・事業の概要

1 新宿区都市計画審議会、2 新宿区景観まちづくり審議会及び3 新宿区住宅まちづくり審議会の委員については、区民枠を設け、区民の区政への参加を推進しています。
各審議会は、各施策に関する重要な事項を審議するため条例に基づき設置される区長の附属機関であり、区長の諮問事項に対して審議・答申等を行うことを通じて区民の区政への参加を図っています。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	都市計画審議会の運営	<p>新宿区都市計画審議会の委員の人数は、条例により20名以下で構成することとされています。この内、区民委員については、「新宿区都市計画審議会条例」で3名以内と定めています。</p> <p>区民委員は、都市計画に関する事項を調査・審議する際、区民目線による様々なご意見をいただくために、団体の代表及び公募により選出されています。（公募委員2名、団体代表1名）</p> <p>審議会の中に区民委員が入ることで、学識経験者など他の委員との審議も活発化し、生活者の視点を活かしたまちづくりにつながっています。（過去3年間、計11回出席率88%、全委員20名中3名）</p>
2	景観まちづくり審議会の運営	<p>新宿区景観まちづくり審議会の委員の人数は条例により18名以下で構成することとされています。この内、区民委員については「新宿区景観まちづくり条例施行規則」で8名以内と定め、おおむね半数の委員が区民代表で構成されるようにしています。</p> <p>また、景観形成施策の推進に、区民の視点を取り入れるため、区民委員は、町会・商店会等の団体からの代表及び公募によって選ばれた区民で構成しています。（公募委員4名、団体代表4名）</p> <p>区民委員の出席率は高く、様々な意見が出されることで区民参加は効果的に進められています。（過去3年間、計8回出席率98%）</p> <p>今後も、区民委員の審議会での答申を通じて、良好な景観形成を推進していきます。（現在 全委員16名中8名）</p>
3	住宅まちづくり審議会の運営	<p>住宅まちづくり審議会の委員の人数は、条例により18名以下で構成することとされています。この内、区民委員については住宅まちづくり活動への住民参加を推進し、区民の意見を幅広く区政に反映させるため、「新宿区住宅まちづくり審議会規則」でその人数を定め、おおむね半数の委員が区民代表で構成されるようにしています。（公募委員2名、団体代表6名）</p> <p>区民委員は、住宅施策に関連する区内各団体の代表及び公募によって選ばれた区民で構成しています。（過去3年間、計8回出席率88%）</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.15-④

◆ 関連する条例・制度等の名称

協働によるまちづくりの推進

◆ 関連条文

1	第14条	区政運営の原則 ⑦区民の区政への参加
2	第14条	区政運営の原則 ⑧協働の機会を提供
3		

◆ 制度・事業の概要

1 駐車場整備事業の推進…新宿区駐車場整備地区は、新宿区駐車場整備計画に基づき、適切な駐車施策を推進することとしています。その中で、駐車場の適正な配置や既存ストックの有効活用を推進する必要性が高い新宿駅周辺地区を対象として、東京都駐車場条例に基づく地域ルールを策定・検討しています。

2 地区計画等のまちづくりルールの策定…地域の課題にきめ細かく対応していくために、地域住民との協働によりまちづくり活動を行い、地区計画やまちづくり構想、ガイドライン等のまちづくりルールづくりを行っています。

3 木造住宅密集地区整備促進事業…若葉地区は、平成6年8月に地区計画を決定し、共同建替えとともに、崖地沿いの空地や道路、小公園も併せて整備することにより、防災性と居住環境の向上を図ってきました。平成9年3月には、若葉地区の地元住民及び権利者と新宿区の連携を密にし、円滑にまちづくりを推進するため、「若葉地区まちづくり推進協議会」を設置しています。

4 安全・安心な建築物づくり…「安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち」の実現に向けて、東京都建築士事務所協会新宿支部との協働により「安全安心・建築なんでも相談会」を実施し、区民からの建築関連の相談に応じることを通して安全・安心な建築物づくりを進めています。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1 駐車場整備事業の推進	<p>新宿駅東口地区では、まちの賑わい、回遊性等の向上といったまちづくりや更新時期を迎えた建物の建替えを促進するため、地元のまちづくり組織との協働により、地区特性に即した駐車施設の附置義務基準である駐車場地域ルールを策定し、平成25年11月に地域ルールを施行しました。また、新宿駅西口地区でも、地域ルールの策定に向け検討しています。</p> <p>◆実績：1件（新宿駅東口地区駐車場地域ルール）</p>
2 地区計画等のまちづくりルールの策定	<p>地区計画等まちづくりルールの策定は、地域住民と区の協働のまちづくりです。区の意向のみでなく、地域住民の意向を十分に踏まえる必要があります。</p> <p>まちづくりに関する地域住民の気運に応じて、地区計画やまちづくり構想等によりまちづくりを進めようとする地区に対し、地区計画等の策定に向けた支援を行っています。地域住民で構成するまちづくり協議会等の検討組織運営に対する支援、検討状況を周知するためのまちづくりニュース発行、協議会に参加できない住民を含めた意向把握のためのアンケート調査等、まちづくりの実現に向け、区は様々な側面で地域住民をバックアップしています。</p> <p>こうした取組みにより、平成25年度は四谷駅周辺地区で地区計画を策定しました。また、防災まちづくりとして、上落合中央・三丁目地区で、新たな防火規制「新防火地域」を導入し、赤城周辺地区及び南榎地区でも導入に向けた取組みを進めるとともに、地区計画の策定を目指し、地域住民との協働の取組みを行っています。</p>

3	地元部会とのまちづくり協議	<p>若葉地区まちづくり推進協議会は、自分たちのまちをより良くするため、平成12年度にまちの将来像・イメージに関する具体的な整備内容や実現方法である、「若葉地区まちづくり協力基準」を策定しました。</p> <p>同協議会の地元部会では、若葉地区内において建築を行おうとする者と、地区計画の届出を行う前にまちづくり協力基準に基づく協議を行っています。</p> <p>また、区は、若葉地区まちづくり推進協議会の事務局として、若葉地区内において建築を行おうとする者に対して、地元部会とのまちづくり協力基準に基づく協議を依頼しています。</p> <p>地元部会との若葉地区まちづくり協力基準に基づく協議は、毎年度数件行っています(平成24年度:2件、平成25年度:4件、平成26年度:3件(平成26年10月末現在))。</p>
4	安全安心・建築なんでも相談会	<p>新宿区基本構想に掲げる「安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」の実現に向けて、区民からいただく建築に係る相談に対して東京都建築士事務所協会新宿支部との協働で「安全安心・建築なんでも相談会」を実施しています。この相談会は、平成15年度から開始し、毎月1回の割合で、各出張所又は地域センター等を廻り、年間12回実施しています。相談内容としては、住宅等の建替えやリフォームなど多岐に亘り、併せて耐震化支援事業やアスベスト対策費助成などの事業紹介も行っています。</p> <p>【本年度実績】 7回実施(平成26年10月末現在)</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.16

◆ 関連する条例・制度等の名称

伊那市等との交流・連携

◆ 関連条文

1	第23条	国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力 ①国、東京都その他の自治体及び関係機関との連携
2		
3		

◆ 制度・事業の概要

区と旧高遠町は、旧高遠藩主内藤家の縁により昭和61年に友好提携を宣言し、その友好の更なる発展を願い、平成18年に伊那市・高遠町・長谷村が合併して誕生した新しい伊那市と、新たに友好提携を締結しました。

区は、今後も伊那市と、交流を通して理解を深めるとともに、地域活性化・環境保全・職員能力向上など共通課題における連携をはかり、双方自治体の更なる発展を目指します。

また、地震により災害が発生した場合、被害状況により、他の自治体に協力を求めることが予想されることから、他の自治体と相互援助協定を締結しています。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1 ・区(市)民交流	<p>新宿区立小学校6年生を対象に、伊那市を訪れての体験学習を行い、田植えや稲刈り、「新宿の森」での間伐実習など、都会では体験することのできない自然体験を行っています。</p> <p>大新宿まつりの主要イベントである区民まつり「ふれあいフェスタ」には、伊那市から伝統芸能団体が毎年ステージ出演しています。また、伊那市の特産品の販売や間伐材を使った子供向けの体験コーナーも盛況です。他方、伊那まつりには新宿区の民踊団体が共演し、祭りを盛り上げます。さらに平成25年度からは高遠城址秋祭りに、落合地区の団体が伊那市の団体と交流しています。</p> <p>このように、区民・市民間の交流を積極的に行っています。</p>
2 ・地球環境保全のための取組	<p>区は、平成20年2月に長野県伊那市と「地球環境保全のための連携に関する協定」を締結しました。協定に基づき、平成21年度から区が伊那市の未整備の市有林において年間約30haずつ間伐等の整備を行い、森林の生長を促し、二酸化炭素の吸収を促進させることで区内の二酸化炭素の排出量の一部と相殺するカーボン・オフセットの取組みを推進しています。また、「新宿の森・伊那」を開設し、区民の環境体験学習の場としても活用しています。規模は異なりますが、群馬県沼田市、東京都あきる野市においても同様の取組みを行い、各自治体と連携して地球環境保全に努めています。</p>
3 ・職員派遣交流	<p>新宿区と伊那市とは、平成19年度から、友好提携に基づき互いに職員を派遣しあい、交流職員として派遣先の業務や交流事業に関する研修を通じて、職員の能力向上および交流事業の円滑な実施を図っています。</p> <p>【実績】 新宿区から伊那市へ派遣 3名(平成20年度～) 伊那市から新宿区へ派遣 3名(平成19年度～)</p>

4	・災害時に関する協定	<p>他自治体との協定は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">①長野県伊那市との相互援助協定(平成7年)②特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定(平成8年)③災害時応急対策活動の相互応援に関する協定 (北海道砂川市ほか22自治体・平成8年)④山梨県北杜市との相互援助協定(平成11年) <p>平成23年4月以降では、日ごろから交流のあった群馬県沼田市と災害時における相互援助に関する協定を平成24年10月に締結しました。</p> <p>今後も、他自治体と日ごろからの交流を深める中で、協定締結について検討していきます。</p>
---	------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.17

◆ 関連する条例・制度等の名称

生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化

◆ 関連条文

1	第5条	区民の権利等 ④区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利
2		
3		

◆ 制度・事業の概要

区では、区民の生涯学習機会の提供及び生涯学習活動の活性化を図るため、区内の生涯学習活動の拠点施設として生涯学習館5館を運営しています。

生涯学習館の指定管理者である新宿未来創造財団では、生涯学習館等を会場に各種生涯学習講座を開催するとともに、区内の生涯学習活動団体自らが企画・提案による区民向け各種生涯学習講座の開催を支援する事業「区民プロデュース支援事業」を実施しています。また、生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化のために、区内の活動団体・地域人材の情報収集及び区民への提供、さらには団体や人材間の交流の仕組みづくりを目的とした生涯学習・地域人材ネットワークの整備を進めています。

この他、区は、区民の区政への関心と地域課題等に関する知識を深めていただくとともに、区政への区民参加の契機づくりと学習機会を提供することを目的として、区職員を地域派遣する「ふれあいトーク宅配便」を実施しています。(73課 133プログラム)

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	・生涯学習館の運営	<p>生涯学習館は、区民等の生涯学習の場として団体のほか個人でも利用できる施設で、利用者数も年々増加しています。(区内5館。平成26年1月末で三栄町生涯学習館が閉館したため、現在は区内5館となっています。また25年度には耐震補強工事実施のため赤城生涯学習館が8ヵ月間休館しました。)</p> <p>【実績】全館の利用者合計：平成23年度293,334人、平成24年度327,248人、平成25年度266,804人)</p> <p>毎年1回、各館で利用者懇談会や利用者アンケートを実施するなかで、区民のニーズを把握し、そのニーズを運営に活かしています。</p> <p>また、平成24年度からは、区民との協働による地域のコミュニティガーデンづくりの取り組みとして、赤城生涯学習館において「赤城ガーデニングクラブ」を実施しています。赤城生涯学習館庭園において、公募による区民が土づくりから種まき、苗植え、水やり等を行い、野菜や草花の植栽を整備することにより、生涯学習館利用者及び地域住民に楽しんでいただいています。</p>
2	・各種 生涯学習講座	<p>新宿未来創造財団では、区民の多様なニーズに応えるための生涯学習講座を多数実施しています。</p> <p>また、「区民プロデュース支援事業」では、区内の生涯学習活動団体の区民向け自主企画講座の開催を支援することにより、区民の多様なニーズに応えています。(支援内容：助成金の支給、実施会場の優先確保、講座情報の広報周知協力。平成26年度 支援予定団体数：41団体 助成予定金額：2,261,993円)。</p> <p>本事業に参画する団体に対しては、新たな講座受講者が団体活動に参加することによる活性化を図るために、新規受講者がより多く参加する講座になるよう、企画内容に対する助言・アドバイスを行っています。平成26年度から参画団体の運営自立化を一層進めるため助成金の支給上限額や支給回数の上限を設定するなどの見直しを行いました。</p>
3	・生涯学習・地域人材交流ネットワーク	<p>本事業は、文化やスポーツ・国際理解・芸術など幅広い分野の区内地域人材を発掘・登録し、活用することによって、地域住民の生涯学習活動を区民が支援する仕組みをつくとともに、人材の交流を促進することを目的とした事業です。</p> <p>ネットワーク登録人材の活用については、新宿シティハーフマラソン等、区や財団事業における活用に加えて、区民による活用を一層促進することによって、登録人材が実際に地域で活動する機会を増やします。特に、通訳・翻訳ボランティアについては、従来の区や財団事業での活用に限らず、地域団体による活用を促進するよう一層周知を図ります。</p> <p>また、新宿未来創造財団の自主事業で、平成25年8月から稼働した人材情報検索・照会システム「新宿地域人材ネット」の運用と連携し、人材の登録情報を充実させ、区民や地域団体での活用の機会をふやすことによってネットワークそのものの利用促進を図ります。登録数：794(平成26年9月末現在)</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.18-①

◆ 関連する条例・制度等の名称

新宿区次世代育成支援計画

◆ 関連条文

1	第22条	子どもの権利等 ①自らの意見を表明する権利
2	第22条	子どもの権利等 ②健やかに育つ環境の保障
3		

◆ 制度・事業の概要

区では、子どもと子育てを社会全体で応援することにより、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を保障するために、子育てしやすいまち「子育てコミュニティタウン新宿」の実現に向けて施策を進めています。

「新宿区次世代育成支援計画(平成17年度～21年度)」(以下「次世代計画」と呼ぶ。)の成果を発展的に生かしつつ、妊娠期から世帯形成期までを見通した次世代計画(平成22年度～26年度)に基づいて、様々な子育て支援施策への取組を進めています。

また現在、「次世代計画(平成27年度～31年度)」「新宿区子ども・子育て支援事業計画」を含む)の策定作業を進めており、今後も、より総合的かつ計画的な子育て支援施策の推進や乳幼児期の教育・保育環境の整備等を目指していきます。

◆ 取組み状況 (新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について)

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等																		
1	新宿区次世代育成支援計画の策定及び施策の実施	<p>次世代育成支援計画については、44名の委員(会長は区長)で構成する次世代育成協議会で協議し、進行管理を行っており、平成26年度は、次世代育成支援事業として230事業を実施しています。</p> <p>事業の内容及び進捗状況については、「新宿区次世代育成支援事業進捗状況一覧」を区ホームページで公表しています。</p> <p>【区内出生数の推移】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 15年</td> <td>平成 20年</td> <td>平成 25年</td> </tr> <tr> <td>1,788人</td> <td>1,997人</td> <td>2,469人</td> </tr> </table> <p>※『新宿区の概況』から</p> <p>【新宿区は子育てしやすいまちだと思ふ人の割合】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成15年度</td> <td>平成20年度</td> <td>平成25年度</td> </tr> <tr> <td>就学前児童保護者</td> <td>24.7%</td> <td>35.9%</td> <td>47.0%</td> </tr> <tr> <td>小学生保護者</td> <td>16.6%</td> <td>35.0%</td> <td>54.9%</td> </tr> </table> <p>※次世代育成支援に関する調査結果から</p>	平成 15年	平成 20年	平成 25年	1,788人	1,997人	2,469人		平成15年度	平成20年度	平成25年度	就学前児童保護者	24.7%	35.9%	47.0%	小学生保護者	16.6%	35.0%	54.9%
平成 15年	平成 20年	平成 25年																		
1,788人	1,997人	2,469人																		
	平成15年度	平成20年度	平成25年度																	
就学前児童保護者	24.7%	35.9%	47.0%																	
小学生保護者	16.6%	35.0%	54.9%																	
2	次世代育成支援推進本部会議での庁内連携と待機児童解消緊急対策の実施	<p>次世代育成支援施策を協議し、次世代育成支援計画を策定するとともに、同施策を総合的かつ効果的に推進していくため、区長を本部長とし、各部長(室長等を含む)で構成する次世代育成支援推進本部会議を設置し、庁内での連携確保を図っています。</p> <p>また、待機児童解消緊急対策として、平成26年4月1日までに、認可保育所・認定こども園を6所、また、小規模保育整備促進支援事業(東京スマート保育)等を活用し保育ルームを3所開設し、保育の受け入れ枠を528名拡大しました。</p>																		

3	子ども家庭・若者サポートネットワーク、子ども・若者総合相談窓口	<p>福祉・保健・教育等の子ども家庭関係組織が連携し、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会及びいじめ防止対策推進法に基づくいじめ問題対策連絡協議会の3つの機能を持たせた、「子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置しています。年2回の全体会議と、5つの部会を適宜開催しており、関係組織が一体的に協力して、子どもを取り巻く問題の解決に向けた検討を行うことで、児童虐待防止、発達支援、不登校及び学校における問題行動への対応など、子どもの権利に係る様々な課題に対して効果的な取り組みを進めています。</p> <p>また、子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもや保護者が抱える多岐に渡る複雑な悩みを気軽に相談できる仕組みとして、区の様々な分野の相談窓口を「子ども・若者総合相談窓口」として連携させており、どの窓口からも適切な相談先へ繋ぐことのできる環境が作られています。</p>
4	小・中学生フォーラム	<p>子どもの権利や自己決定に関する意識を育てるとともに、子どもの意見を聞く機会として、区長が毎年、小学校2校、中学校1校を訪問し、児童・生徒とテーマに沿って意見交換を行う、「小・中学生フォーラム」を実施しています。</p> <p>子どもたちに広く社会への関心を持って貰うと共に、子どもの意見を区長が直接しっかり受け止めることで、自らの意見が区政に反映されるという体験ができ、新宿のまちへの愛着や区政への参画意欲を高めて貰う機会となっています。</p>

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

No.18-②

◆ 関連する条例・制度等の名称

新宿区教育ビジョン

◆ 関連条文

1	第22条	子どもの権利等 ①自らの意見を表明する権利
2	第22条	子どもの権利等 ②健やかに育つ環境の保障
3		

◆ 制度・事業の概要

新宿区では、子どもの基本的な権利を大切にとらえ、子どもの目線から子どもの幸せを考え、子どもが幸せに生きることのできる社会の実現をめざしています。

教育委員会では、平成21年3月に策定した「新宿区教育ビジョン」に基づき、子どもの学力や学習状況、心身の状況を的確に捉え、子どもたちの力を伸ばす、より質の高い学校教育の実現に取り組んでいます。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	人権教育の推進	24年度から、小学校毎年1校、中学校隔年1校を、新宿区人権尊重教育推進校に指定することにより、人権教育を効果的に推進するための方策について実践的に研究する取組みを始めました。実践例の紹介等のリーフレットを作成、全教員へ配布し、区立学校全体で成果を共有しています。子どもたちが人権についての理解を深め、思いやりの心や判断力、実践力などを身につけられるよう取組みを進めています。
2	児童会・生徒会活動の充実	児童会・生徒会活動を学校教育の中に明確に位置付け、児童会・生徒会活動を通して、よりよい人間関係を形成する力を養うとともに、児童・生徒が集団や社会の一員としてよりよい学校づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てていきます。
3	学校評価の充実	学校では、学校の関係者が主体性をもって学校運営にかかわり、学校運営の改善につながるよう学校評価を行っています。このなかで、教職員や保護者・地域及び児童・生徒を対象としたアンケートを実施しています。児童・生徒が学校評価のアンケートや授業評価等を通して、自らの考えを記述することにより、学校運営の改善に参画する機会としています。また、各学校の実態に応じ、児童・生徒の意見を、学校行事の企画・運営に反映させる工夫をしています。
4	児童・生徒の不登校対策	近年増加する児童・生徒の不登校への対策のため、23年度、不登校対策委員会及び連絡会を設置。24年度より、各小・中学校へのよりきめ細やかな対応を目指し、巡回型スクールソーシャルワーカー（2名）を配置するとともに、家庭と子供の支援員を増員（1名→7名）。さらに新たに「新宿区不登校対策マニュアル」（第1号、第2号、第3号）を作成し、全教職員に配布することにより、適切な指導・援助について理解啓発を図っています。こうした取組みにより、不登校の児童・生徒に対して、関係機関と連携し学校復帰に努めるとともに、不登校の未然防止を図っています。

5	いじめ防止等の取組	<p>いじめに対する姿勢を明確にするとともに、各学校のいじめ防止等の取組みの充実を図るため、26年3月に「新宿区いじめ防止等のための基本方針」を策定しました。</p> <p>26年4月には、「学校問題支援室」「学校問題等調査委員会」を設置しました。「学校問題支援室」により、学校への継続的な助言や関係機関との連絡調整、個別の事案へのフォローアップ等を行うとともに、「学校問題等調査委員会」により、いじめによる重大事態が発生した際の事実関係の調査や、児童・生徒への対応を適切かつ迅速に実施するため、新宿区のいじめの状況の情報共有や事例の分析等を行います。</p> <p>家庭・学校・地域や関係機関等と連携して、いじめの未然防止と早期発見・早期解決等に取り組んでいます。</p>
---	-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

新宿区自治基本条例 関連制度・規定に関する個票

検証No.18-③

◆ 関連する条例・制度等の名称

地域が参画する学校運営のしくみづくり

◆ 関連条文

1	第14条	区政運営の原則 ⑧協働の機会を提供 ⑨行政評価の実施と区政運営への適切な反映
---	------	----------------------------------------------

◆ 制度・事業の概要

教育委員会は、施策や事業を総合的かつ体系的に明らかにし、区民に分かりやすく示していくことを目的として、新宿区教育ビジョンを策定しています。

このなかで「地域が参画する学校運営のしくみづくり」を基本施策として掲げ、保護者・地域住民等が学校運営に参画するしくみとして地域協働学校の指定を行っています。また、学校評価等の活用を図るなかで、地域の意見や要望、創意工夫を活かした学校づくりを進めています。

◆ 取組み状況（新宿自治基本条例の趣旨を踏まえて、現在実施している施策や事業の取組み状況について）

	項目	内容、件数等の推移、開始時期、具体的な取組み例等
1	地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進	<p>学校運営に保護者・地域住民等が参画することにより、地域に信頼され、地域に支えられる開かれた学校づくりを進めるため、保護者や地域住民等が学校運営や学校評価に参画できるしくみである、地域協働学校を順次指定しています（地域協働学校指定学校数：小学校6校、中学校1校、地域協働学校準備校：小学校8校、中学校3校、26年度現在）。</p> <p>今後も順次、教育委員会が地域協働学校の準備校を募集・指定し、準備期間等を設けたのち地域協働学校に指定していきます。27年度は、26年度の準備校である小学校8校、中学校3校を指定学校に、また新たに小学校8校、中学校3校を準備校に指定する予定です。</p>
2	学校評価の充実	<p>学校において、教職員等による自己評価、保護者・地域住民等による学校関係者評価、学識経験者等による第三者評価により学校評価を実施してきました。</p> <p>地域の実態・特色を活かした創意・工夫ある教育活動の実践等に向け、学校評価を活用し、学校運営の改善、教育力の向上につなげていくためには、学校の関係者が主体的にかかわる新たな学校評価のしくみを確立する必要があります。</p> <p>このため、24年度、学校評価検討委員会を設置・検討し、試案を作成。25年度は指定した学校評価実践モデル校2校において、評価項目の精選と実施方法の検証、実施上の課題の整理を行いました。25年度中に、新たな新宿区立学校の学校評価について、報告書を作成し全区立学校へ配布する予定です。26年度には、新たな評価方法で学校評価を実施する学校を拡大し、27年度から全校の実施を目指します。</p>

資料5

新宿区自治基本条例検証会議 会議開催概要

No.	会議名等	議題・内容等
1	第1回 検証会議	<p>【日時】平成26年7月9日（水）16時開会</p> <p>【会場】新宿区役所本庁舎6階 第3委員会室</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新宿区自治基本条例検証会議 委員の委嘱 <ol style="list-style-type: none"> (1) 委嘱状の交付 (2) 区長あいさつ (3) 自己紹介 2 新宿区自治基本条例検証会議 会長及び副会長の選出 3 新宿区自治基本条例の検証について <ol style="list-style-type: none"> (1) 新宿区自治基本条例とは (2) 検証の根拠 (3) 検証の内容 (4) 検証の方法 ～進め方とスケジュール～ <p>【会議資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■新宿区自治基本条例検証会議委員名簿 ■新宿区自治基本条例検証会議設置要綱 ■新宿区自治基本条例の検証について ■新宿区自治基本条例の検証に係るスケジュール表 ■新宿区自治基本条例検証会議日程 ■冊子類 <ul style="list-style-type: none"> ・新宿区自治基本条例ハンドブック ・新宿区自治基本条例逐条解説 ・新宿区自治基本条例パンフレット ・新宿区自治基本条例パンフレット（中学生向け） ・新宿区自治基本条例パンフレット（小学生向け） ・新宿区自治基本条例の関連制度等評価結果

No.	会議名等	議題・内容等
2	第2回 検証会議	<p>【日時】平成26年9月3日（水）14時開会</p> <p>【会場】新宿区役所本庁舎6階 第4委員会室</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検証の進め方について 2 検証 <ol style="list-style-type: none"> (1) 検証内容 <p>自治基本条例第12条及び第14条～第16条 「区民意見の把握及び区政情報の提供等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証項目1 区民ニーズの的確な把握 ・検証項目2 区民の意見把握 ・検証項目3 区民への説明責任 ・検証項目4 情報公開制度 ・検証項目5 個人情報保護制度 3 その他 <p>【会議資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■新宿区自治基本条例検証会議での検証の進め方 ■第2回新宿区自治基本条例検証会議検証項目一覧 ■自治基本条例 関連制度・規定に関する個票（検証項目1～5） ■第2回検証会議タイムスケジュール ■条例関連制度等の評価票（検証項目1～5） ■冊子類 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度新宿区区政モニターアンケート（第1～4回） ・平成25年度新宿区区民意識調査（要約版） ・平成25年度新宿区区民意識調査 ・新宿区中小企業の景況（平成26年4月～6月期） ・『区民の意識把握（各施設利用者アンケート）』に関する参考事例 ・高齢者の保健と福祉に関する調査報告書（概要版） ・広報しんじゅく（8月15日号、8月25日号） ・新宿区くらしのガイド2014年版 ・新宿区公式ホームページ（画面コピー） ・新宿区公式ツイッター（画面コピー） ・新宿区公式フェイスブック（画面コピー）

No.	会議名等	議題・内容等
3	第3回 検証会議	<p>【日時】平成26年10月15日（水）10時開会</p> <p>【会場】新宿区役所本庁舎6階 第3委員会室</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検証の進め方について 2 検証 <ol style="list-style-type: none"> (1) 検証内容 <p>自治基本条例第13条及び第14条 「区政運営及び職員の責務・人材育成」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証項目6 組織の整備 ・検証項目7 公益保護 ・検証項目8 法令遵守 ・検証項目9 公正・公平な職務遂行 ・検証項目10 職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上 ・検証項目11 行政評価の実施と区政運営への適切な反映 ・検証項目12 財政の健全化 ・検証項目13 区の財政状況の公表 3 第4回検証会議 検証制度等の選定について <p>【会議資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■第3回検証会議 検証内容 ■自治基本条例 関連制度・規定に関する個票（検証No.6～13） ■条例関連制度等の評価票（様式）（検証No.6～13） ■冊子類 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度行政評価参考資料【計画事業評価】 ・平成25年度行政評価参考資料【経常事業評価】 ・新宿区公益通報相談のご案内 ・健全な区政の確保と公益の保護を目指して ・新宿区職員のサービスの宣誓に関する条例別記様式 ・職員マナーブック ～ひとりひとりが「新宿区の顔」～ ・新宿区人材育成基本方針 ・新宿区の財政について ～新宿区財政白書～ ・平成26年度予算（案）の概要 ・広報しんじゅく <ul style="list-style-type: none"> ▶ H25.11.15号「平成24年度人事行政の運営状況」 ▶ H25.11.25号「平成26年度予算見積りの概要をお知らせします」 ▶ H25.12.5号「平成25年度上半期財政運営状況・平成24年度の財務諸表」 ▶ H26.2.25号「平成26年度予算案がまとまりました」 ▶ H26.6.25号「平成25年度下半期財政運営状況」 ・検証項目関連規定集 ・第2回新宿区自治基本条例検証会議 検証内容（第2回会議追加資料）

No.	会議名等	議題・内容等
4	第4回 検証会議	<p>【日時】平成26年10月29日（水）14時開会</p> <p>【会場】新宿区役所 本庁舎6階 第3委員会室</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前回の質問事項の回答について 2 検証 <ol style="list-style-type: none"> (1) 検証内容 <ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例第14条及び第24条 「区民参加と協働及び多文化共生のまちづくり」 ・検証項目14 多文化共生のまちづくりの推進 ・検証項目15 区民の区政への参加・協働の機会の提供 3 その他 <p>【会議資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■第4回検証会議 検証内容 ■第4回検証会議 タイムスケジュール ■自治基本条例 関連制度・規定に関する個票（検証項目14～15） ■条例関連制度等の評価票（検証項目14～15） ■冊子類 <ul style="list-style-type: none"> ・しんじゅく多文化共生プラザ リーフレット ・新宿区日本語教室 パンフレット ・外国人相談窓口・外国人相談コーナー チラシ ・新宿生活スタートブック ・新宿区民会議 提言書「～わたしたちの新宿の未来は、わたしたちで創りたい！～」 ・新宿区自治基本条例のための区民討議会実施報告書概要版 ・新宿区第二次実行計画策定に向けた区民討議会実施報告書概要版 ・新宿区協働事業提案制度実施要綱 ・平成26年度新宿区協働事業提案募集の手引き ・Let's 新宿 協働 vol.1 ・Let's 新宿 協働 vol.2 ・新宿区協働支援会議設置要綱 ・平成26年度新宿区協働支援会議委員名簿 ・新宿区立新宿NPO協働推進センター リーフレット ・都市計画審議会の概要 ・住宅まちづくり審議会の概要 ・新宿駅周辺地区における駐車場地域ルールについて ・地元部会とのまちづくり協議について ・平成26年度 安全安心・建築なんでも相談会チラシ

No.	会議名等	議題・内容等
5	第5回 検証会議	<p>【平成】平成26年11月18日（火）18時開会</p> <p>【会場】新宿区役所第一分庁舎6階 人材育成センター研修室A</p> <p>1 検証 (1) 検証内容 自治基本条例第5条、第14条、第22条及び第23条 「他の自治体との連携協力、生涯にわたり学ぶ権利及び子どもの権利」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証項目16 国、他の自治体及び関係機関との連携協力 ・検証項目17 区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利 ・検証項目18 子どもの自らの意見を表明する権利・健やかに育つ環境の保障 <p>2 その他</p> <p>【会議資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■第5回検証会議 検証内容 ■第5回検証会議 タイムスケジュール ■自治基本条例 関連制度・規定に関する個票（検証項目16～18） ■条例関連制度等の評価票（検証項目16～18） ■冊子類 <ul style="list-style-type: none"> ・広報しんじゅく 平成26年7月15日号「伊那の自然に触れてみませんか」及び新宿区ホームページ「伊那市の生花展示」 ・新宿区生涯学習施設ガイド ・活動団体支援制度のご案内 ～区民プロデュース事業～ ・つながります 学びたい人・支えたい人 新宿区生涯学習指導者・支援者バンク制度のご案内 ・新宿区教育ビジョン個別事業 平成24（2012）年度～平成27（2015）年度 ・新宿区次世代育成支援計画（第三期）、新宿区子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）（素案）要約版 ・新宿区次世代育成支援計画（第三期）、新宿区子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）（素案） ・この学校が好き このまちが好き 地域協働学校

No.	会議名等	議題・内容等
6	第6回 検証会議	<p>【日時】平成26年12月2日（火）18時開会</p> <p>【会場】新宿区役所 本庁舎6階 第3委員会室</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検証 <ol style="list-style-type: none"> (1) 検証項目1～18の総括 (第2～5回検証会議での検証項目) (2) 前文及び各条文について 2 その他 <p>【会議資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■第6回検証会議 タイムスケジュール ■検証会議 検証項目一覧 ■自治基本条例 関連制度・規定に関する個票 (全18検証項目) ■条例関連制度等の評価票 集計結果
7	第7回 検証会議	<p>【日時】平成27年2月9日（月）14時開会</p> <p>【会場】新宿区役所 本庁舎6階 第4委員会室</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検証結果報告内容の検討 2 その他 <p>【会議資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■新宿区自治基本条例検証会議 検証結果報告書（素案） ■新宿区議会への報告について
8	第8回 検証会議	<p>【日時】平成27年3月13日（金）15時開会</p> <p>【会場】新宿区役所第一分庁舎6階 人材育成センター研修室A</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 検証結果報告書（最終案）について 2 その他 <p>【会議資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■新宿区自治基本条例検証会議 検証結果報告書（最終案）

この報告書は、新宿区自治基本条例検証会議から新宿区長に対して報告された、新宿区自治基本条例検証結果を印刷製本したものです。

印刷物作成番号

2014-21-2101

新宿区自治基本条例 検証結果報告書

この印刷物は、業者委託により500部印刷製本しています。その経費として1部あたり442円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送費などは含んでいません。

発行年月 平成27年3月
編集・発行 新宿区総合政策部企画政策課
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電話 03-5273-3502(タヤリ)



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。